

# AGRI EXPO ONLINE

## ダウンロード用資料



### 目次

- ・ J A S 制度について . . . . . 1
- ・ J A S 原案作成マニュアル . . . . . 4 6
- ・ 日本農林規格の規格票の様式及び作成方法に関する手引き . . 7 0

# J A S 制度について



農林水産省  
食料産業局食品製造課  
基準認証室

令和2年3月

## 目 次

1. JASの機能と展開方向
  2. 国際化を見据えたJASの戦略的な制定・活用
  3. 事業者・産地発のJASの制定・活用について
- 【参考】強みのアピールにつなげるアイデア**

# 1 JASの機能と展開方向





- 食品・農林水産分野において農林水産大臣が定める国家規格
- 伝統的には、国内市場に出回る食品・農林水産品の品質や仕様を一定の範囲・水準に揃えるための基準

## しろしょうゆ

※色が薄く、色をつけずに料理に風味をつけることが可能



色度：46番以上  
(独特の淡い琥珀色)  
無塩可溶性固形分(エキス分)：  
特級・・・16%以上  
上級・・・13%以上  
標準・・・10%以上 など

## 集成材



接着性能：はく離率10%以下  
ホルムアルデヒド放散量：0.3～  
4.2mg/L  
曲がり・反り・ねじれ：1mm/m以下  
含水率：15%以下 など

## 有機農産物



- ・種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用しない
- ・ほ場に周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じている
- ・遺伝子組換え技術を使用しない など

- 国内における影響力と信頼性は高く、社会経済システムにも浸透

## 公共調達

- 自衛隊非常食、学校給食、公共建築工事などでは、JAS適合が調達基準に。

非常用糧食はJASに適合すること(自衛隊糧食通則)



JASに適合する食材の購入を行うこと(学校給食用食材納入規程)

## 規制

- 食品表示、建築基準などでは、JAS適合を求める規制も。

しょうゆの「超特選」、「特選」等の表示をする場合は、しょうゆのJAS製品であることが前提(食品表示基準)

**特選**  
丸大豆しょうゆ



## 金融

- JAS認証事業者に対する優遇金利の適用など



有機JAS認証を取得している事業者に、設備資金及び運転資金を低利融資(地方銀行A)

## 補助金

- JAS認証木材使用者に対する住宅建築補助など

新築又は改修にJAS認証の県産材を使用すること(地域県産材利用住宅補助金: B県等)



## 国際規格・海外規格

林産物のJASは、

- ✓ 国際規格であるISO規格に引用。
- ✓ 韓国、インドネシア等の国家規格に同内容が規定。

- サプライヤーの品質管理の基準に、バイヤーの調達基準に活用されるほか、商談では、サプライヤーは説明や証明の後ろ盾として、バイヤーは確かなものであることの判断材料として活用
- 特に海外取引では、JASの活用により、海外のバイヤーに馴染みのない日本の産品、技術、取組であっても、客観的で説得力のある説明・証明、信頼の獲得が容易に

## 【海外取引におけるJAS規格・認証の活用例】

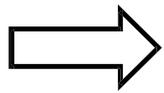
### 商談の手段として活用

- ▶ タイの取引先に「食用植物油脂のJAS」の内容を示しながら認証取得を説明し、品質の高さと管理技術の確かさについて信頼を獲得（食品メーカー A）
- ▶ 海外取引において、原料に用いている醤油が「しょうゆのJAS」の認証品であることを説明し、蒲焼のタレの品質の高さについて説明（食品メーカー B）
- ▶ 香港の高級食料品スーパーとの取引において、「生産情報公表JAS」の認証を取得していることが契約の決め手に（農業者 C）

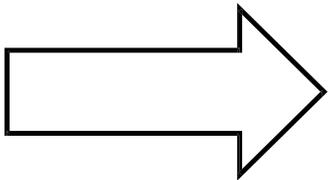
### JASのブランド力を活用

- ▶ タイの日系法人が、日本品質をタイ国内向けにアピールするため、「ハム類・ベーコン類・ソーセージのJAS」の認証を取得し、販売（食品メーカー D）
- ▶ 台湾、中国、韓国及び東南アジア諸国では、「しょうゆのJAS」が日本ブランドとして人気であるため、認証を取得し、輸出（食品メーカー E）
- ▶ 台湾では、高品質である「りんごストレートピュアジュースのJAS」の認証を取得した製品が高評価。輸出量も大幅増（農協 F）

- 冬季オリンピックでノルディック複合団体2連覇（1993–1995）
  - \* 日本人の強いジャンプのポイント比重を下げるルール改正
- 長野オリンピック（1998）でジャンプ陣が大活躍
  - \* 背の低い日本人に不利なスキー板の長さにするルール改正



ルールを変えられたことにより、技術で勝っていても勝てなくなる。  
それは、どの世界でも同様。



つまり、ルール作りを支配しなければ、  
技術で勝っても勝負に負ける。  
Rule TakerからRule Makerへの転換が必要。



- 事業者の競争力を更に高めるためには、他者が定めた既存の規格（ルール）に合わせるだけでなく、自ら新たな規格（ルール）を定め、自らに有利な競争環境を整備することが重要かつ有効

## 乳等省令をベースとした「乳酸菌飲料」の国際規格の制定

- 海外では認知度が低く、生活必需品である他の乳製品と異なり、**高率の付加価値税**が課される清涼飲料水に分類される例も存在



- 他の乳製品と同様の**軽減税率区分へ変更を促す**には、各国が食品分類決定の際に参照する**コーデックス規格に、「発酵乳」の一類型として位置付ける**ことが効果的。



- **コーデックス規格化の結果**、乳酸菌飲料の認知が確立。イタリアなどでは**食品分類の変更により、税率が低減**。

### 発酵乳

発酵乳

濃縮発酵乳

フレーバード発酵乳

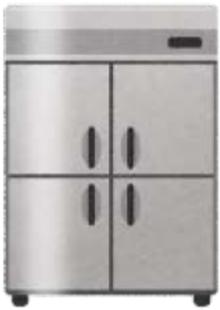
乳酸菌飲料



## JISをベースとした「省エネ性能」の評価方法の国際規格の制定

Catalogue

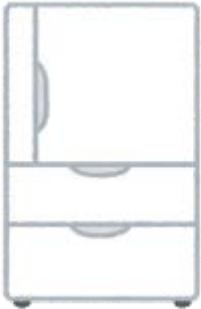
EU-A



**ECO !!**

Energy consumption

JAPAN-B

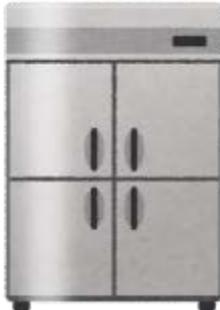


Energy consumption

<

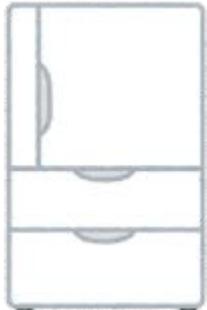
冷蔵庫カタログ

欧州製A



消費電力

日本製B



**省エネ !!**

消費電力

>

規格

✓ 国際規格 (IEC62552-3 : 2007)

(試験条件)

- ◆ 扉開閉を行わない
- ◆ 水などの負荷は投入しない
- ◆ 周囲温度は1条件 (25°C±1°C) など。

日本提案  
により改正

✓ 国際規格 (IEC62552-3 : 2015)

(試験条件)

- ◆ 扉開閉を行う
- ◆ 水などの負荷を投入する
- ◆ 周囲温度は2条件 (32°C±0.5°C及び16°C±0.5°C) など



## 民間規格を活用したブランド化 (ウールマーク)



### ウールマークとは

- ✓ 消費者に信頼されるウール製品の品質担保を目的に、国際的に展開している民間の認証制度
- ✓ 高品質基準を設定し、基準を満たした製品にはマークの表示が可能。
  - 羊の新毛99.7%以上を使用
  - 引張り強度や染色堅牢度等の基準をクリアしていること など

### ブランドの展開事例

- 世界100カ国以上で推進。
- 英国のチャールズ皇太子が後援する「キャンペーン・フォー・ウール」も実施

## 国家規格を活用したブランド化 (ラベルルージュ)



### ラベルルージュとは

- ✓ 農産物の品質向上の促進を目的に創設された、フランスの公的認証制度
- ✓ 定められた生産方法で生産された農産物（主に畜産物）であることを証明し、品質が保証されていることを、マークにより表示。  
(鶏肉の例)
  - 飼育期間：81日以上
  - 飼育密度：鶏舎内11羽/m<sup>2</sup>、放飼場0.5羽/m<sup>2</sup>未満 など

### ブランドの展開事例

- 日本でも、大手外食メーカーが材料に採用。こだわりの素材を使用している旨をPR。

- 標準の領域は、近時、CSR、ESGといった社会的課題の分野にまで拡大。
- 社会的課題について、自国の強みや価値観を盛り込んだ解決モデルが標準として普及すれば、他国に対する優位性を発揮できる可能性。社会的課題の解決モデルの標準化に各国が主導権争いを展開。
- 現在、SDGsは国際的にも重要な課題。その解決モデルを構築し、標準化規格とする動きも加速。

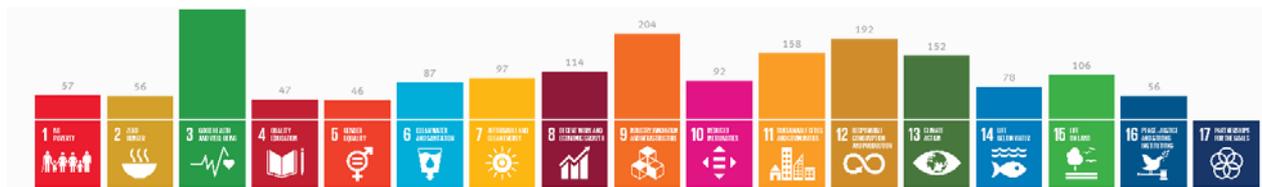
## SDGsに掲げられた17の社会的課題

### SDGs (持続可能な開発目標)

2015年「国連持続可能な開発サミット」で採択された17の目標



ISO  
「ISO規格で国連持続可能な開発目標に貢献する」



## 2 国際化を見据えたJASの戦略的な制定・活用



- **これまでのJASは、市場に出回る食品・農林水産品の品質を一定の範囲に揃える「平準化」を目的とする制度。**ビジネスでは、製品の品質を「見える化」し、サプライヤーの説明・証明の後ろ盾、バイヤーの判断材料に。
- 他方、食品・農林水産品をめぐっては、近時、新たな課題。
  - ① 品質が総じて向上する中、**市場のニーズは品質以外の価値・特色にまで多様化**
  - ② 海外展開が課題となる中、**食文化や商慣行が異なる海外の取引相手に馴染みのない日本製品の品質や特色、事業者の技術や取組などを説明・証明していく機会が増大。**
- **これからのJASは、食品・農林水産分野の競争力の強化に向け、事業者や産地の創意工夫を活かして多様な価値・特色を戦略的に「見える化」し「差別化」にも活用し易い枠組みに。**これを足掛かりとする国際化も推進。

## 従来の J A S 制度

- 品質の平準化  
(粗悪品の排除)
- 食品・農林水産品の品質
- B to C + B to B
- 国内市場を想定
- 役所主導の規格化

市場ニーズ  
の多様化

海外取引の  
機会増大

### ✓ こいくちしょうゆのJAS例

- ◆ 原材料：大豆、麦、食塩等のみ
- ◆ 全窒素分：1.50%以上(特級)  
1.35%以上(上級)  
1.20%以上(標準)



## 新たな J A S 制度

- 品質の平準化  
**+ 事業者や産地の差別化・ブランド化**
- 食品・農林水産品の品質・仕様  
**+ 生産方法、事業者の取組、試験方法等**
- B to C + **B to B**
- 国内市場  
**+ 海外市場も視野、国際化も指向**
- **事業者・産地からの提案を官民連携で規格化**

- JASは、①製品の品質・仕様だけでなく、②製品の生産・流通プロセス、③事業者による製品の取扱方法、④事業者の経営管理の方法、⑤製品の試験方法、⑥これらに関する用語など、多様な規格を制定可能
- 規格に適合していれば、その内容が一見して分かる標語付きのJASマークの表示が可能

対象		内容（例）	JASマーク
産品	① 品質・仕様	特定の原材料、成分等の農林水産品・食品の規格	産品に表示可
	② 生産プロセス 流通プロセス	特定の栽培法・製法で生産された農林水産品・食品の規格 など	
事業者	③ 製品の 取扱方法	事業者による特定の栽培管理や飼養管理、品質・衛生管理、保管・輸送管理、販売管理、料理の調理や提供方法の規格 など 官能評価員など、技量・力量に関する規格 など	事業者の広告に表示可
	④ 経営管理 方法	事業者による労務管理、社会貢献に関する規格 など	
⑤ 試験方法		成分の測定方法・DNA分析方法の規格 など	試験証明書 に表示可
⑥ 用語		①～⑤に関する用語の定義	—

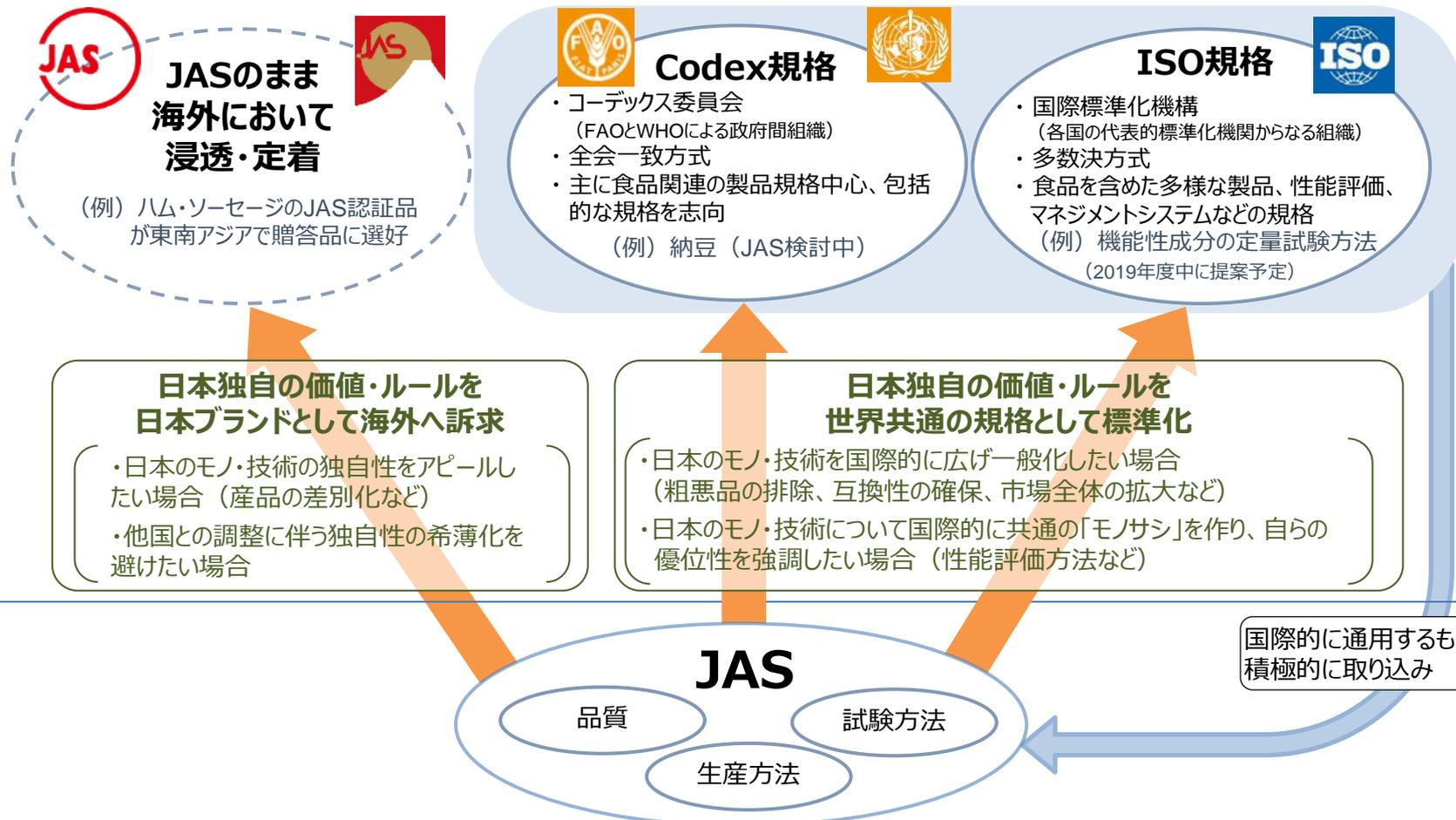




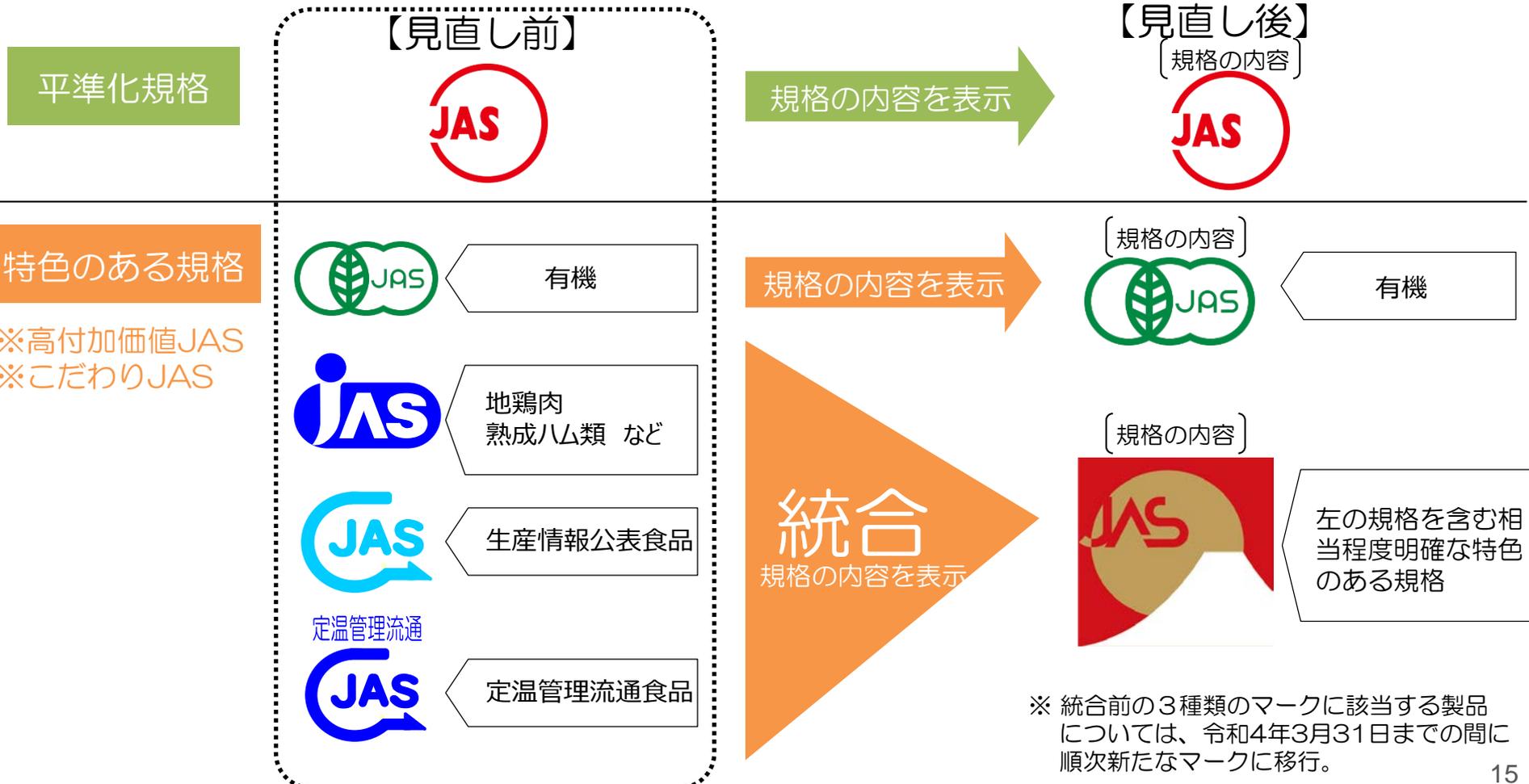
- 食品・農林水産品の輸出力強化が課題となる中、海外との取引を円滑に進めるためには、日本の事業者にとって取り組みやすく有利に働く規格の制定・活用を進めるとともに、その国際的な認知度・影響力を高めていくことが不可欠。
- そのための手法としては、①日本発の規格である**JASと調和のとれた国際規格を制定**する手法、②日本発の規格である**JASそのものを海外において浸透・定着**させる手法があり、それぞれの規格ごとに、規格の目的や対象、影響力、実現可能性等を勘案した上で、戦略的に選択していくことが重要。

国際化

国内規格



- 特色のある規格のJASマークは、有機食品、地鶏肉など4種類。今後、特色のあるJASの制定・活用の増大が見込まれる中、**マークの訴求力の分散を防ぎつつ、マークの認知を高めることが不可欠。**
- このため、特色のあるJAS認証の内外における訴求力を高めるため、**新たなイメージのマークを制定し、有機JASマークを除く3種類のマークを新マークに統合**するとともに、その**規格の内容を端的に示す標語をマークに付与。**
- また、新マークの決定は、**マークの認知を高めるため、一般からの投票など内外の関心を高める方法により実施。**



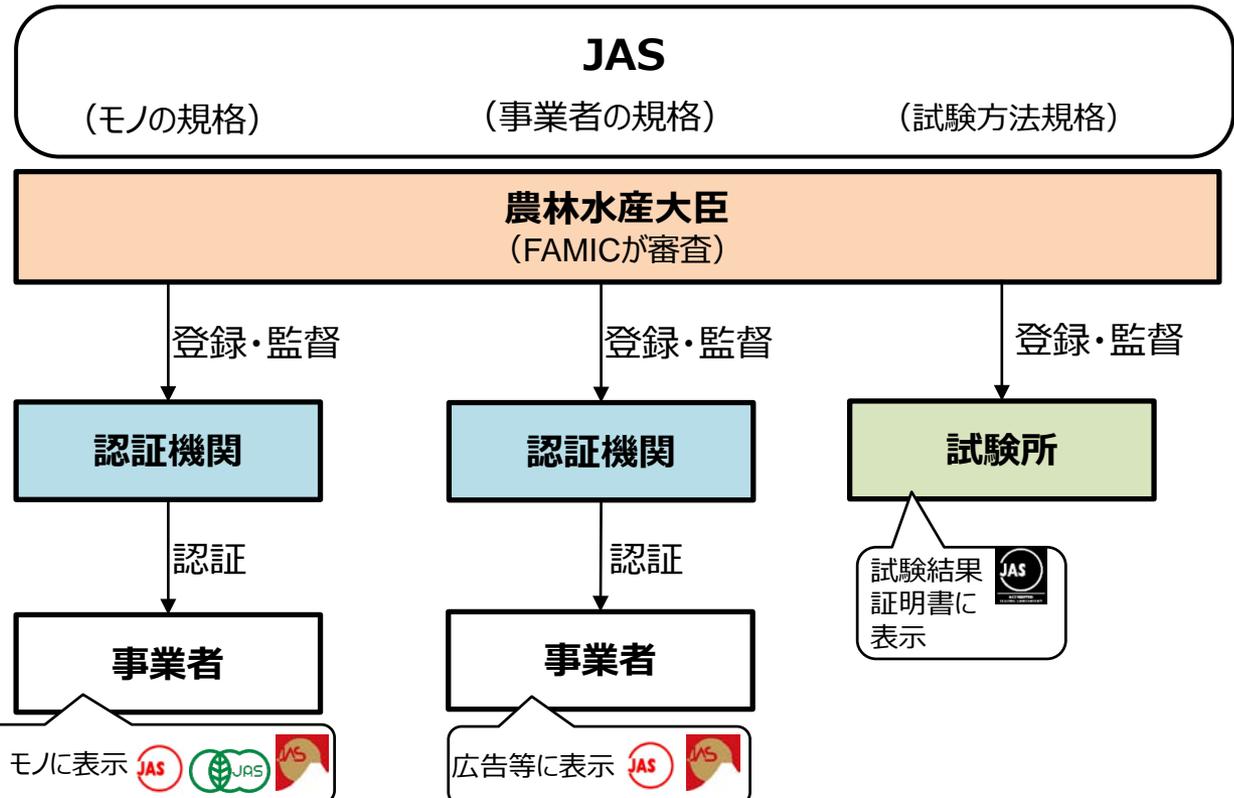
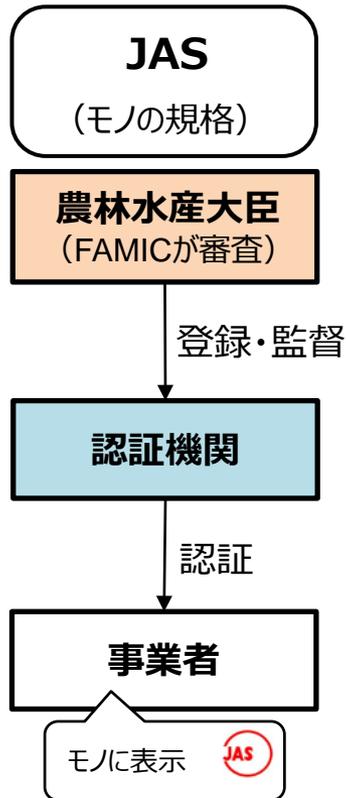
※ 統合前の3種類のマークに該当する製品については、令和4年3月31日までの間に順次新たなマークに移行。

- JASの認証は、国際的に広く用いられている国際標準化機構（ISO）で定める枠組みに準拠。
- JASの対象の拡大に対応して、試験方法規格に適合する試験を行う試験所の登録など、認証の枠組みを拡充。

## < 見直し前 >

## < 見直し後 >

FAMIC : (独)農林水産消費安全技術センター



- JASの戦略的な制定・活用に当たっては、**JASの国内外における認知度・影響力を高めつつ、創意工夫の発揮に向けた事業者や産地の理解向上**を図ることが不可欠。
- こうした環境整備として、国内外の事業者・研究者や一般消費者等に向けた**JASの啓発・普及、専門人材の育成等**を進めるとともに、規格・認証に関する**国際的枠組みへの参画等**を推進。

## 事業者・研究者向け

- ✓ JAS制度講習会の開催
- ✓ 各種イベント・セミナーでの講演
- ✓ 標準・認証分野の高度人材育成研修
- ✓ JASに関する相談窓口の設置
- ✓ 産学官連携のプラットフォームへの参画による規格化シーズの汲上げ

## 一般向け

- ✓ 大学での標準・認証に関する出張講座の実施
- ✓ HP、SNS等のメディアを通じた情報発信
- ✓ イメージキャラクターを活用した広報動画の配信



## 海外向け

- ✓ アセアン諸国の大学・企業におけるJAS制度の研修・実習の実施
- ✓ JAS制度の普及に向けた二国間協力・対話の実施
- ✓ 海外進出企業へのJAS認証取得支援
- ✓ JASマークの商標登録
- ✓ Codex、ISOにおけるプレゼンス向上
- ✓ IAF\*1、ILAC\*2への参画

\*1IAF：製品認証機関等の認定を行う機関の国際組織

\*2ILAC：試験所等の認定を行う機関の国際組織

# (参考) JAS規格・認証の戦略的な制定・活用に向けた環境整備

## JAS制度研修会の開催



↑ 各地域ブロックにて複数回開催

## SNS・書籍等を通じた情報発信



↑ 食料産業局FACEBOOK



↑ 食品メーカー業界紙



↑ 教職員向け情報誌

## ASEAN諸国での講座

2017年より、→ ASEAN諸国の主要大学でJASに関する講座、分析実習を実施



←2017年11月 ASEAN寄付講座に係るアドバイザー会議 於インドネシア

## 二国間対話の実施

2019年10月→ シンガポール食品規格委員会との意見交換



←2019年11月 ベトナムでの日越二国間協力セミナー開催

## 「ちよびつとづかん」との コラボによる広報



ジャスマル



ジャスマロ



↑ 日英両語で国内外に発信

# (参考) JAS認証のためのパンフレット, 新しいJASの紹介動画

農林水産省HP JASトップページ

## 農林水産省

逆引き事典から探す

組織別から探す

会見・報道・広報

政策情報

ホーム > 食料産業 > JAS

JASについて

新たなJAS制度について

JAS申出相談窓口

JAS一覧

有機食品の検査認証制度

JAS×ちょびっとづかん動画

JAS認証スタートガイド

新たなJASの紹介動画

English Website

## JAS認証 スタートガイド

初めてJAS認証の取得に取り組む方のため、手続きの流れ等を簡単にまとめたパンフレットを掲載しています。

### JAS認証の申請から取得まで

JAS認証の取得は、手順1～手順6に従って進めてください。

#### 手順1 JAS認証について理解しましょう

まず、JASにどのような規格やルールがあるか、農林水産省webサイト「JAS一覧」で確認しましょう。



農林水産省webサイト「JAS一覧」ページ

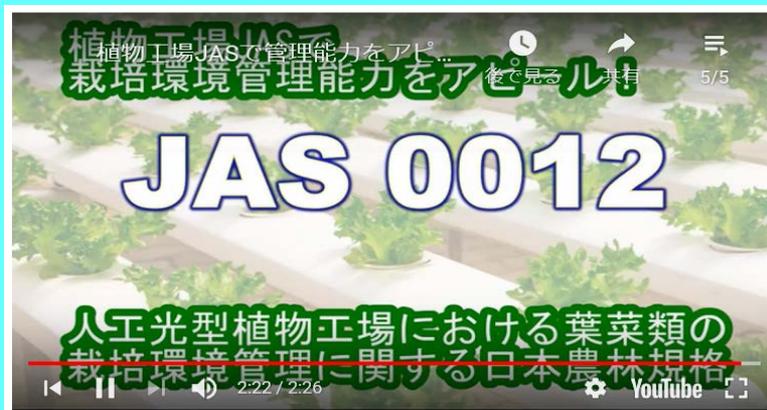


自社の商品や取組に  
マッチングする規格を  
探してみよう!



## 新たなJASの紹介動画

新しく制定された各規格について、内容を簡単に解説する動画が視聴できます。



- 2017年12月より、食品・農林水産分野における標準・認証に関する理解の裾野を広げ、国際標準化にも対応できる専門人材の育成につなげるため、大学等の学生向けに、標準・認証に関する講座の提供を開始。出張講座のご依頼は、随時受付中！

## 講義内容例

※内容は、学部・専攻・学年等によって基礎から応用までアレンジ



- 標準・認証の機能
- 国際的な標準・認証の枠組・ルール (Codex、ISO、GFSIなど)
- 農林水産・食品分野における標準・認証の制定・活用事例
- 標準・認証の戦略的活用、オープン・クローズ戦略
- ケーススタディ

## 2018年度 講義実施校

大阪大学  
お茶の水女子大学  
政策研究大学院大学  
鹿児島大学  
群馬大学  
神戸大学

高崎健康福祉大学  
東海大学  
東海大学短期大学部  
東京大学  
山形大学  
山梨県立農業大学校

## 2019年度以降 講義実施校 (予定含む)

※2019年9月時点

政策研究大学院大学  
高崎健康福祉大学  
東海大学  
東京大学  
神戸大学

東京海洋大学  
新潟食料農業大学  
明治大学  
山形大学 など

### 3 事業者・産地発のJASの制定・活用について



- 令和2年3月現在、事業者団体等からの提案により、新たに13規格を制定済み。  
現在、第三者認証機関の登録に係る審査など各規格の活用に向けた体制を整備中。
- このほかにも、多数の提案に基づき、強みのアピールにつながる多様なJASの制定等に向け、官民連携で検討・作業中。

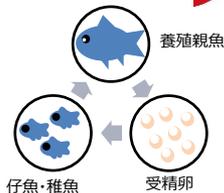
2018年3月制定 **日持ち生産管理切り花** 

✓ 切り花の日持ち性を向上させる生産管理の方法を規格化



2018年12月制定 **人工種苗技術による水産養殖産品** 

✓ 人工種苗技術により生産された養殖魚やその加工品について、生産方法を規格化



2019年3月制定 **障害者が生産行程に携わった食品** 

✓ 障害者が携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品について、その生産方法及び表示の基準を規格化



認証事業者有

2020年3月制定 **持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉** 

✓ 国産鶏種・国産飼料用米の利用、アニマルウェルフェア・周辺環境への配慮、鶏ふんの利活用、適切な労働環境の提供等を規格化



**機能性成分の定量試験方法**

✓ 日本産品に多く含まれる機能性成分の統一的な測定方法を規格化 

2018年3月制定

① **べにふうき茶に含まれるメチル化カテキン**  
ハウスダストなどによる目や鼻の不快感を軽減する機能が報告されている。



② **ウンシュウミカンに含まれるβ-クリプトキサンチン**



骨粗しょう症など骨の健康維持に役立つ機能が報告されている。

2019年1月制定

① **ほうれんそうに含まれるルテイン**

加齢黄斑変性の予防など目の健康維持に役立つ機能が報告されている。



② **生鮮トマトに含まれるリコペン**

血中HDLコレステロールを増やす働きや、動脈硬化や肺気腫の予防・改善効果が報告されている。



2019年1月制定

**接着重ね材・接着合せ材** 

✓ 近年新たに建築材料として生産され始めた国産材料の統一的な品質・表示基準を規格化



2018年12月制定 **有機料理提供飲食店の管理方法** 

✓ 有機料理を提供する飲食店等について、正しく情報提供するためのサービス方法を規格化



認証事業者有

2019年3月制定 **青果市場における低温管理**

✓ 青果市場における低温管理について、施設・設備、低温管理の方法の基準を規格化



認証事業者有

2019年9月制定 **人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理**

✓ 人工光型植物工場における栽培管理、出荷管理、資材管理、従事者に対する管理及び教育訓練の基準を規格化



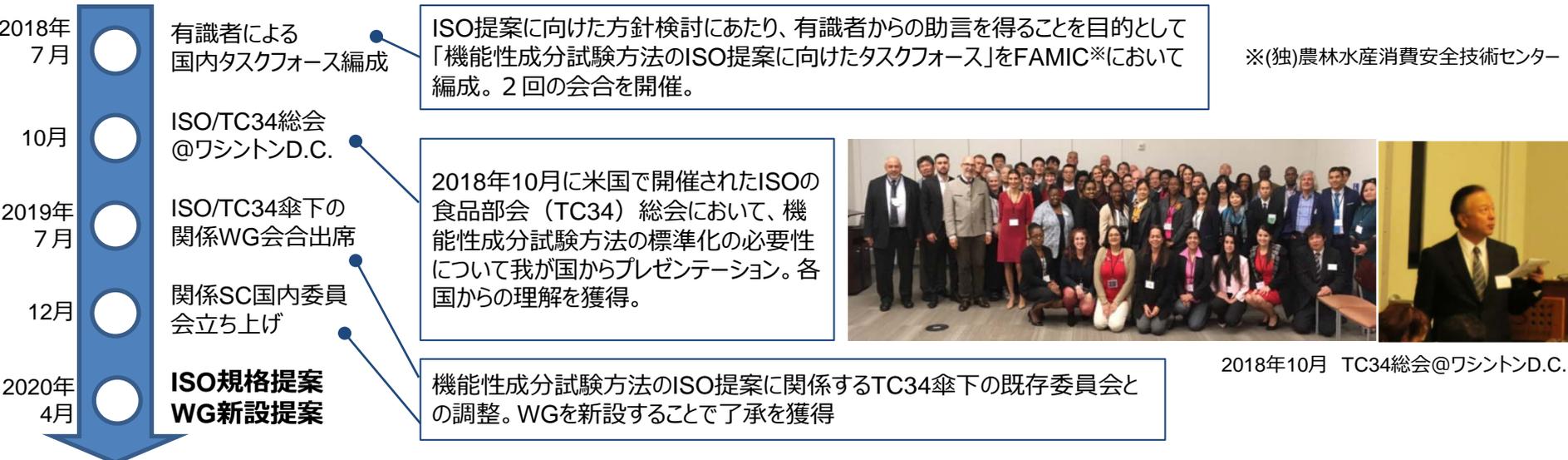
認証事業者有

## 1. 国際標準化で目指すもの

日本産品に多く含まれる機能性成分の試験方法を国際ルール（ISO規格）にすることで、我が国産品の高付加価値化のツールとして、国内外で機能性成分を活用しやすい環境を整備するための取組を推進



## 2. 提案に係るスケジュール



食品部会（ISO/TC34）において日本が主導する検討の場を確立、日本発のISO規格制定を目指す！

- 消費者の日持ち性の良い切り花へのニーズが高いことから、国産切り花の日持ち性向上が課題。一方、切り花の生産段階における標準的な管理基準がなく、生産者間で取組に差がみられるとともに、輸出拡大に当たっては日持ち性向上が必須。
- 日持ち生産管理切り花を生産するための管理方法を規格化することにより、次の効果が期待。
  - ① 生産段階の指摘となり、花き生産者に管理手法が浸透。
  - ② 国内外の取引で必要な情報や信頼を規格・認証で担保。
  - ③ 日持ち性に優れた切り花を流通・販売関係者や消費者に広く訴求することが可能となり、国内需要拡大、輸出拡大に寄与。

## 規格の内容

- 日持ちに影響を与える病害虫等を排除するための、衛生環境の保持に資する管理方法
- 衛生管理を担保するために必要となる生産管理体制
- 採花から出荷までの積算温度を一定以下にコントロール（作業環境に応じて出荷までの時間を規定）

など

## 日持ち生産管理切り花の生産行程と基準

①栽培



ほ場の除草・整理 等

④作業場



作業場の清掃 等

②採花



強光下での作業の禁止 等

⑤採花から出荷前



作業・保管中の温度管理 等

③水揚げ・前処理

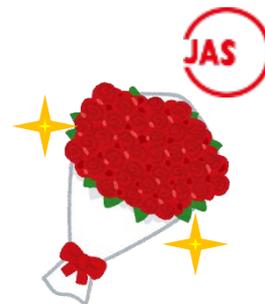


清潔な状態での作業 等

⑥出荷



15度以下での運搬 等



## 接着重ね材

柱などに使用される寸法の製材（製材ラミナ）を、接着剤を用いて貼り合わせ大断面化した木質材料。中大規模の木造建築物の梁などの横架材、柱材として活用が期待。

### 主な基準

- ・接着力：5.4MPa以上(スギの場合)
  - ・曲げ性能：5.9GPa以上（スギの下限）
  - ・ホルムアルデヒド放散量：0.3mg/L以下～4.2mg/L以下・含水率：8～18%
  - ・製材ラミナの断面寸法：105mm～150mm
  - ・樹種※：スギ、ヒノキ、カラマツ
- ※試験データが得られたものを対象とした。

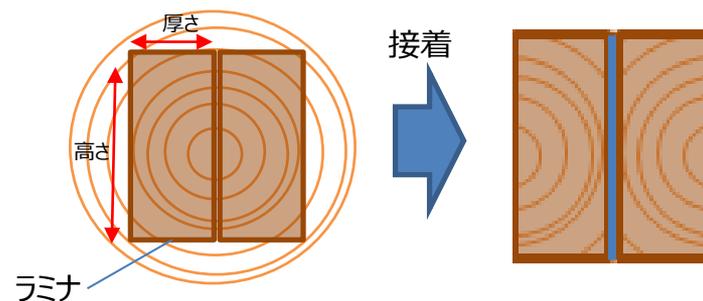
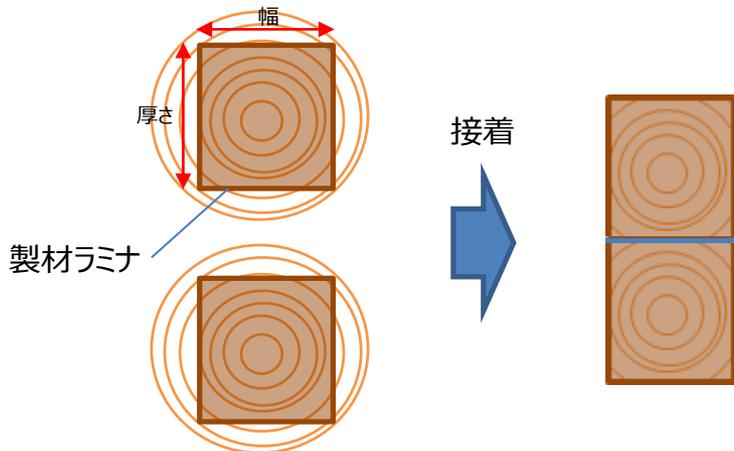
## 接着合せ材

薄く挽いた製材（ラミナ）を接着剤で貼り合わせた木質材料。主に丸太組構法 ※建築物の壁を構成する材として活用が期待。

### 主な基準

※丸太組構法：丸太、製材その他これに類する木材を水平に積み上げることにより壁を設ける工法

- ・接着力：5.4MPa以上（スギの場合）
  - ・曲げ性能：3.9GPa以上（スギの下限）
  - ・ホルムアルデヒド放散量：0.3 mg/L以下～4.2mg/L以下・含水率：15%以下
  - ・ラミナの断面寸法：厚さ30～80mm 高さ150～200mm・樹種※：スギ、ヒノキ
- ※試験データが得られたものを対象とした。



- 近年、飲食店等で有機料理の取扱いを積極的に進める動きが拡大する一方、有機食材の由来や使用量を証明する等の共通ルールはなく、飲食店等ごとに管理方法が不統一。
- 有機食材の情報を正確に提供するための管理方法を規格化することにより、次の効果が期待。
  - ① 飲食店等における管理水準が向上。
  - ② 消費者が必要とする情報や信頼を規格・認証で担保。
  - ③ 有機料理を望む顧客層の期待に応えるとともに、有機生産者の取組拡大に寄与。

## 規格の内容

- 方針等の策定
- 従業員への教育訓練（有機食材の受入・保管、調理、衛生管理など）
- 有機料理の数（有機食材を80%以上使用した料理を5品目以上提供）
- 有機食材の受入・保管管理、調理、衛生管理（食材の区分管理、配合計画の作成とそれに基づく調理など）
- 顧客への情報提供

有機食材を80%以上  
使用した料理を5品目  
以上提供



料理数、食材根拠、  
配合割合等を顧客  
に正しく情報提供

### 例) メニュー

★★★  
洋風サラダ ¥800  
レタス (JAS有機認証)  
ロースハム (EU有機認証)  
クルトン  
粉チーズ

有機食材の配合割合  
★★★★ 95%以上  
★★★ 80%以上  
★★ 50%以上  
★ 50%未満

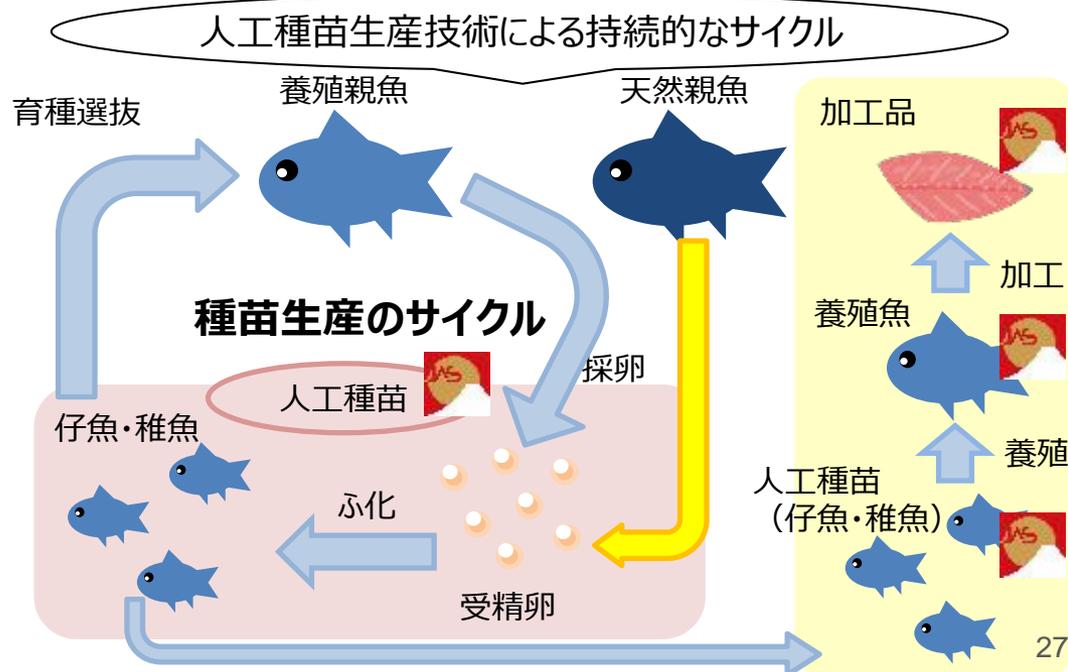
## 広告等にマークを貼付



- 人口増加に対応するため、世界的に養殖の需要が増加する一方で、天然稚魚に頼る養殖では、稚魚乱獲が海洋資源の枯渇の原因との指摘。また、SDGsでも海洋水産資源の保全の目標が設定。
- 我が国が先行している、天然稚魚を採捕しない人工種苗技術による養殖産品の生産方法を規格化することにより、次の効果が期待
  - ① 持続可能な養殖及び海洋水産資源の保全に寄与。
  - ② 持続可能な社会形成に寄与している養殖産品であることを流通・販売関係者や消費者に広く訴求することが可能に。
  - ③ 国内外の取引で求められる情報や信頼を規格・認証で担保。

## 規格等の内容

- 環境への影響の低減（周辺環境に影響を及ぼさない給餌量の維持、薬剤耐性菌出現抑制のための抗菌剤使用の低減、定期的な水質検査など）
- 養殖中の逃亡・侵入防止措置
- 労働者への配慮（安全衛生の維持、自動強制労働や差別の禁止など）



- 農業分野での障害者就労の支援、農業の担い手不足や障害者の就労先不足など農業・福祉における諸課題の解消につながる「農福連携（ノウフク）」の取組が推進される一方で、ノウフクの取組が広く認知されていない状況。
- 障害者が携わって生産した農林水産物及びこれらを原材料とした加工食品の生産方法及び表示の基準を規格化することにより、次の効果が期待。
  - ① 障害者が携わった食品の信頼性が高まり、人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を望む購買層に訴求することが可能に。
  - ② 「農福連携（ノウフク）」の普及を後押しすることで、農業・福祉双方の諸課題解決ツールに。

## 規格等の内容

- 障害者が作業しやすい環境
- 農林水産物の主要な生産行程に障害者が携わっている
- 障害者が携わった生産行程の情報提供
- 加工食品において使用する原材料やその管理
- 包装・容器等への表示の方法及び内容

**ノウフク生鮮食品** 例 障害者が除草、収穫に携わった場合（いちご）

定植 → 除草 → 収穫 → 調整

回答イメージ：このいちごは除草と収穫の作業に障害者が携わりました。

作業記録  
定植 ○  
除草 ○  
収穫 ○  
調整 ○

ノウフクいちご  
ノウフクとは、...

ノウフク JAS  
いちご（〇〇県産）  
〈問合せ先〉  
Tel：XXX-XXXX

**ノウフク加工食品**

原材料：SUGAR、イチゴ、JAS

加工食品：JAM

ノウフクいちご使用

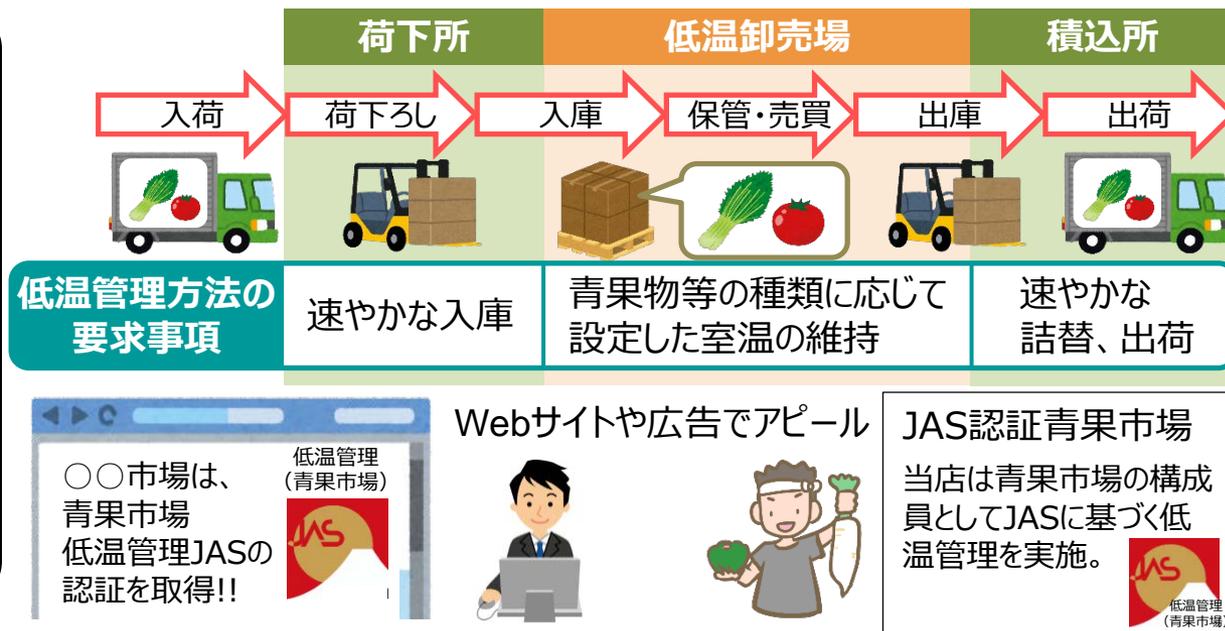
ノウフクとは、障害者が農林水産業における生産行程に携わる取組みのことです。

名称：いちごジャム  
原材料名：いちご、砂糖  
内容量：300g  
賞味期限：・・・  
保存方法：・・・  
製造者：〇〇株式会社

- 青果市場内での低温管理による生鮮青果物等の品質維持を行うことが求められる一方、統一された低温管理基準がなく、取組は青果市場ごとに不統一。
- 青果市場における低温管理を行うための施設・設備、低温管理の方法を規格化することにより、次の効果が期待。
  - ① 入荷時の品質を低温管理で維持した生鮮青果物等の出荷が可能である青果市場であることを出荷者、実需者や消費者に広く訴求することが可能に。
  - ② 青果市場における生鮮青果物等の低温管理が標準化され、青果市場の整備における指針に活用可能。

## 規格等の内容

- 十分な広さ、低温効果を保持する設備装置
- 運搬車両の原動機（排気ガスを排出しない運搬車両）
- 各行程での低温管理の方法
- 低温管理を実施するための教育訓練

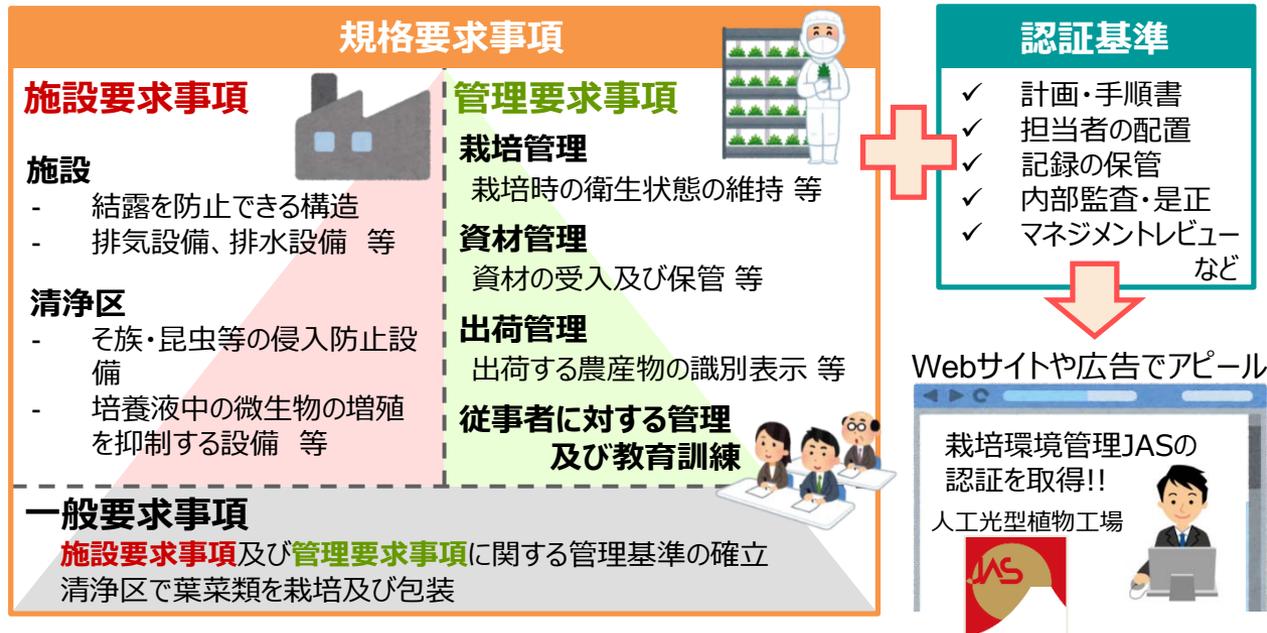


# 人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理JASについて⑦ 31/95

- 露地栽培の管理を主な対象とするGAPや食品工場の衛生管理を主な対象とするFSSC 22000の導入を要求されるが、これらは人工光型植物工場を主な対象としたものではないため、人工光型植物工場の栽培環境管理を対象とした規格・基準の制定が望まれる。
- 顧客要求事項を満たすように自ら定める管理基準の項目を規格化することにより、次の効果が期待。
  - ① 人工光型植物工場の栽培環境管理能力の評価のチェック事項が標準化されることにより、栽培環境管理能力をアピールすることが可能となり、取引が円滑化。
  - ② 世界でも他に類を見ない規格・認証として、植物工場の海外展開にも寄与。

## 規格等の内容

- 顧客要求事項を満たす管理基準を自ら策定
- 清浄区にそ族・昆虫等の進入防止等の設備を有する施設
- 各行程での栽培環境管理の方法
- 栽培環境管理を行うための教育訓練



- 我が国の鶏卵・鶏肉の生産は、素びなの生産や飼料原料の入手において、極めて海外依存度が高く、海外における伝染病の発生や干ばつなどの不測の事態が生じた場合、国内の養鶏産業の事業継続を困難なものとする懸念がある。
- 国産鶏種・国産飼料用米の利用や鶏ふんの利活用等の基準を規格化することにより、次の効果が期待され、持続可能性に寄与。
  - ① 国産資源の利活用により、海外依存に起因するリスクの低減が期待されるとともに、飼料用米の利用拡大により、未利用水田の利活用の推進や食料自給力の向上を後押し。
  - ② 人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を望む国内外の購買層に広くアピールすることが可能となるとともに、国内養鶏産業の競争力強化に貢献。

## 規格等の内容

- 国産鶏種・国産飼料用米の利用
- 鶏ふんの利活用
- アニマルウェルフェア・周辺環境への配慮
- 従事者への適切な労働環境の提供 など

・国産飼料用米  
5%以上給与

※鶏卵：  
産卵前10日間  
※鶏肉：  
28日齢以降

・国内で育種された  
鶏の素びなを利用

### 鶏卵・鶏肉の生産



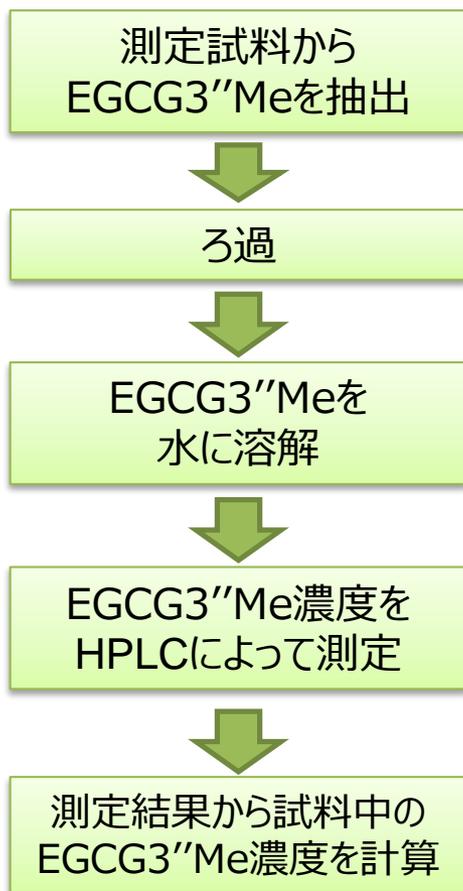
・アニマルウェルフェア  
・周辺環境への配慮  
・防疫管理  
・衛生管理  
・安全衛生・労務管理 など

・鶏ふんの肥料、エネルギーとしての利用を推進  
(堆肥化、焼却熱等)

### 飼料用米生産

- ベにふうきの茶葉及びその粉末中のメチル化カテキン（EGCG3''Me）を定量するための妥当性を確認した試験方法について規定。
- 粉碎した茶葉の測定試料から、30℃でリン酸/エタノール混合抽出溶媒によってEGCG3''Meを抽出し、高速液体クロマトグラフ（HPLC）を用いEGCG3''Meを測定。

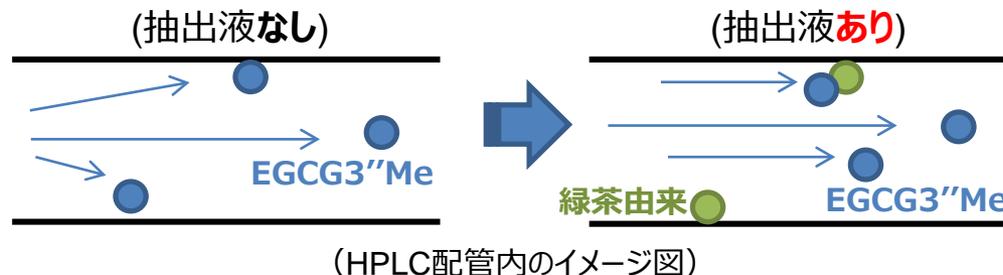
## 【手順】



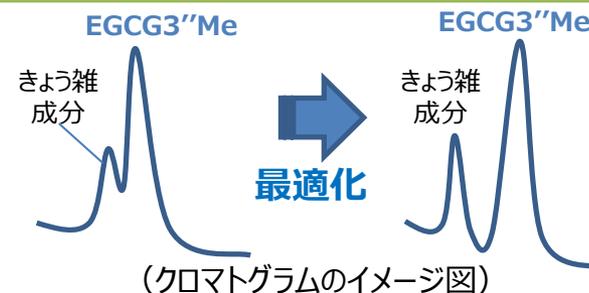
## メチル化カテキンとは

- 茶葉中に含有されるポリフェノールの1種。
- ハウスダストやほこりなどによる目や鼻の不快感を軽減する機能が報告されている。
- 「ベにふうき」、「ベにふじ」、「ベにほまれ」というお茶の品種に多く含まれる。

HPLCの金属部分へEGCG3''Meが吸着すると考えられ、影響を緩和させるため、標準液にブランク抽出液（=やぶきた緑茶から抽出したもの）を添加



EGCG 3''Meをきょう雑成分と明確に分離するため、2種類の溶液を用い、HPLC測定条件を最適化



- ウンシュウミカンの可食部中のβ-クリプトキサンチン（BCR）を定量するための妥当性を確認した試験方法について規定。
- 粉碎した測定試料からエタノールによってBCRを抽出し、水酸化カリウムでけん化し、BCRを分離精製し、高速液体クロマトグラフ（HPLC）を用いてBCR濃度を測定

## 【手順】



## β-クリプトキサンチンとは

- 果物や野菜等の含有されるカロテノイドの1種。
- 骨粗しょう症予防など骨の健康維持に役立つ機能が報告されている。
- 「ウンシュウミカン」、「ポンカン」、「はるみ」というカンキツ類に多く含まれる。

試料は外果皮のみ除去

※BCRはパルプ（砂じょうの破片やじょうのう膜など加工副産物）に多く含まれると言われる。

ミカンの構造部位

外果皮  
中果皮  
砂じょう  
じょうのう

ピロガロール含有エタノール溶液

カロテノイドであるBCRは酸化により分解されることがあることから、酸化防止剤としてピロガロールを添加

BCR標準物質（試薬）は保存中に分解等するため、HPLC標準溶液調製毎に吸光度により濃度を求める。

- ほうれんそうの可食部中のルテインを定量するための試験方法について、妥当性を確認した上で規定。
- 粉碎した測定試料を水酸化カリウムでけん化し、ルテインを分離精製する。ヘキサン/酢酸エチル混合液でルテインを含む不けん化物を抽出し、高速液体クロマトグラフ（HPLC）を用いてルテイン濃度を測定。

## 【試料調製～測定手順】



## ルテインとは

- 野菜等に含有されるカロテノイドの1種。
- 加齢黄斑変性の予防など目の健康維持に役立つ機能性が報告されている。
- 「ほうれんそう」、「ケール」、「ブロッコリー」などの野菜類に多く含まれる。

ピロガロール含有エタノール

ルテインは酸化により分解される場合がある。このことから、酸化防止剤としてピロガロールを添加したエタノールを測定試料に加える。

ルテイン標準物質の分解のしやすさを考慮し、検量線作成用の標準液の調製毎に、標準原液中のルテイン濃度を吸光度によって確認。

ルテイン

夾雑成分

短縮

2種類の溶液（移動相）を用いてHPLC測定条件を最適化し、分析時間を短縮。

（クロマトグラムのイメージ図）

- 生鮮トマトの可食部中のリコペンを定量するための試験方法について、妥当性を確認した上で規定。
- 粉碎した測定試料をメタノールで洗浄してβ-カロテンを除去した後、ヘキサン/アセトン混合液でリコペンを抽出し、分光光度計を用いてリコペン濃度を測定。

## 【試料調製～測定手順】



ガラスろ過器、減圧ろ過装置、ろ過助剤の準備

測定試料をメタノールで洗浄(β-カロテンの除去)

ヘキサン/アセトン混合液でリコペンを抽出・希釈

溶液中のリコペン濃度を分光光度計で測定

測定結果から試料中のリコペン濃度を計算

## リコペンとは

- 果物や野菜に含有される赤色のカロテノイド色素。
- 血中HDLコレステロールを増やす働きや、動脈硬化や肺気腫の予防・改善効果が報告されている。
- 「トマト」の他「すいか」などに含まれる。

拡大

ろ過助剤

ろ過助剤 + 測定試料 + メタノール

吸引ろ過

β-カロテン除去

正確なリコペンの吸光度を測定するため、メタノールによる洗浄でβ-カロテンを除去。

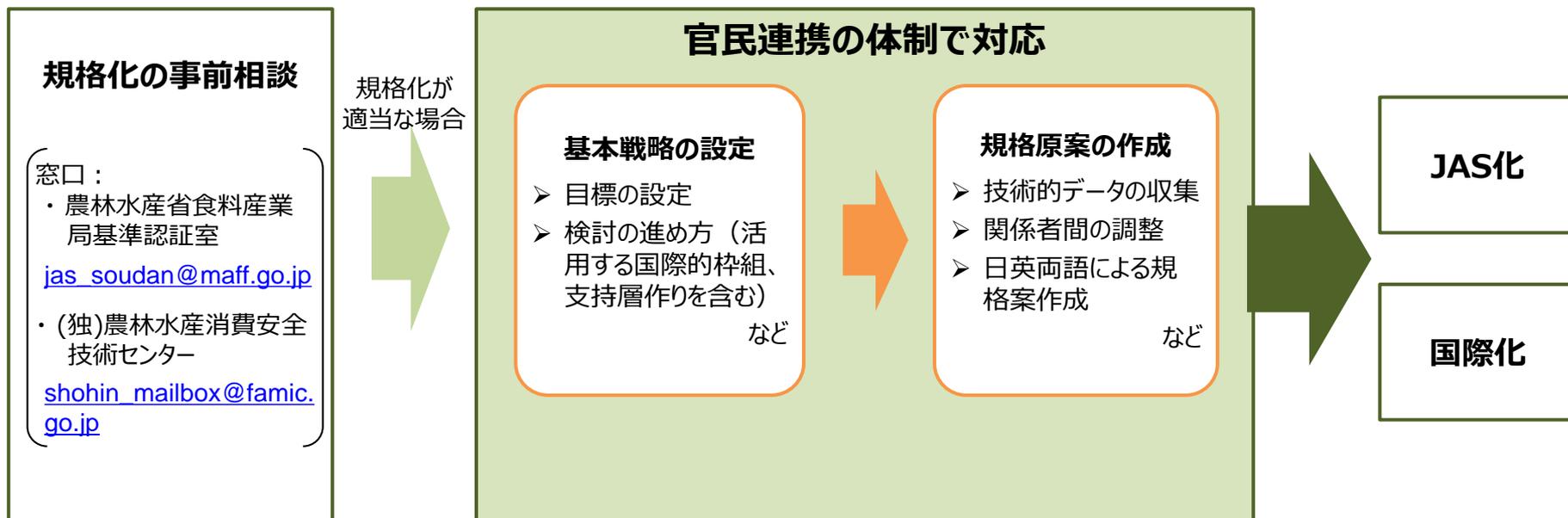
測定溶液

分光光度計

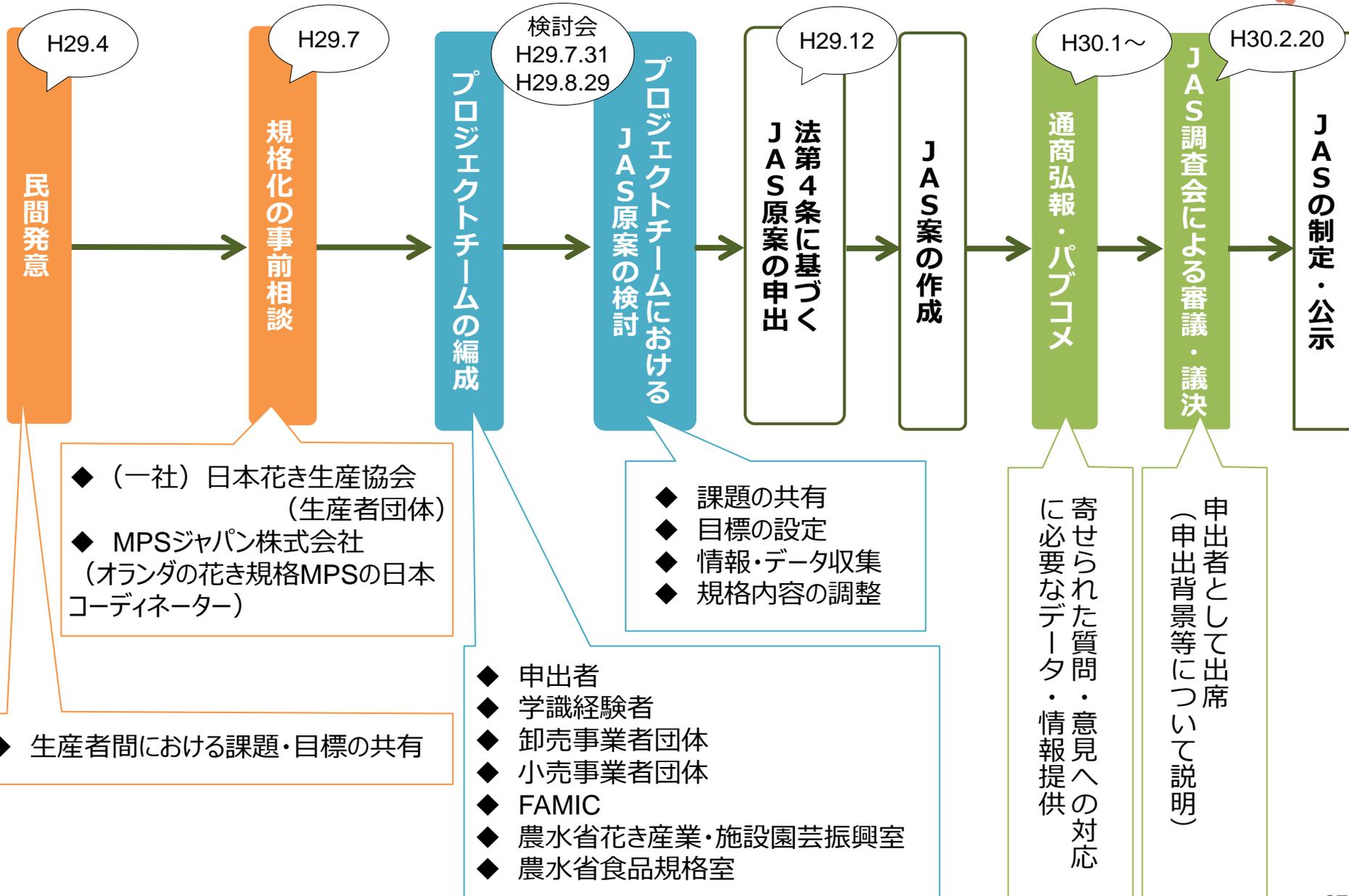
測定波長のほか、光源、検出器等の操作条件を各装置の取扱説明書に従って、適切に設定する。

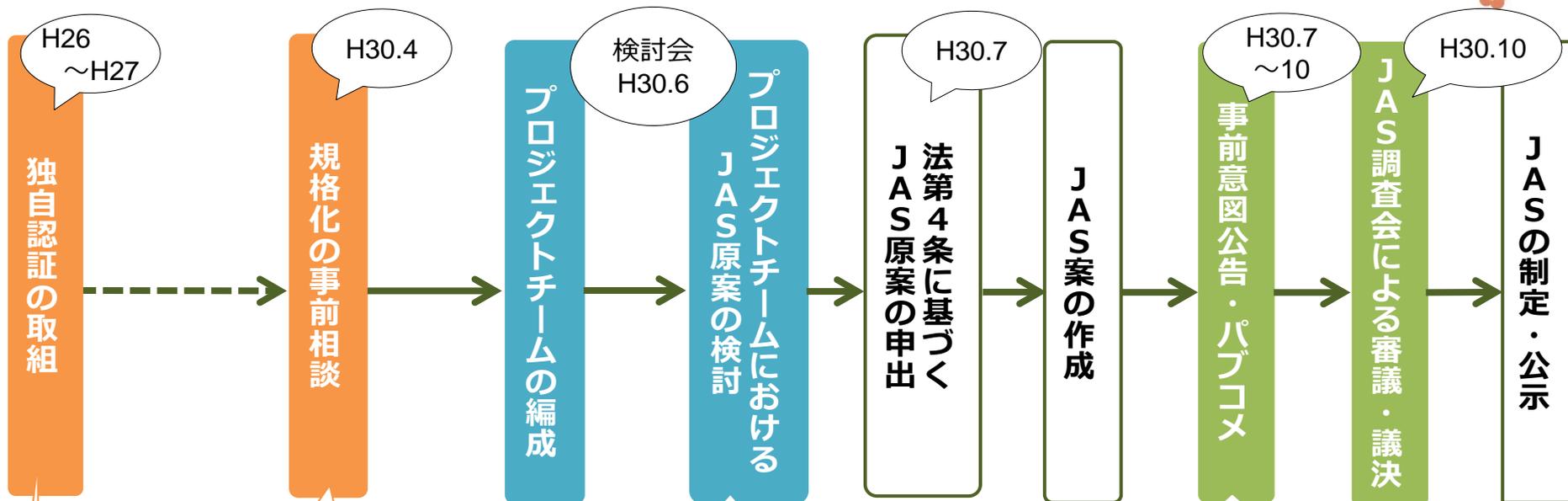
- JASについては、事業者・団体、試験研究機関、産地・地域などからの提案を受けて規格化する枠組みを整備
- 農林水産省及び(独)農林水産消費安全技術センター（通称：FAMIC）の相談窓口がサポート

- 事業者・団体、試験研究機関、産地・地域などの提案を受けて規格を制定。民間規格のスキームオーナーからの提案も可。
- 規格の制定に向け、案件ごとに、ステークホルダーに加え、専門家・学識経験者、関係行政機関、さらに農林水産省の関係部局やFAMICからなる官民連携の体制で対応。
- 制定されたJASは、原則として提案者などの主体が維持・管理。その際、農林水産省の関係部局やFAMICがサポート。



# 日持ち生産管理切り花の制定の流れ





◆ 検討主体（申出者）  
（有）リーファース

- ◆ 課題の共有
- ◆ 目標の設定
- ◆ 情報・データ収集
- ◆ 規格内容の調整

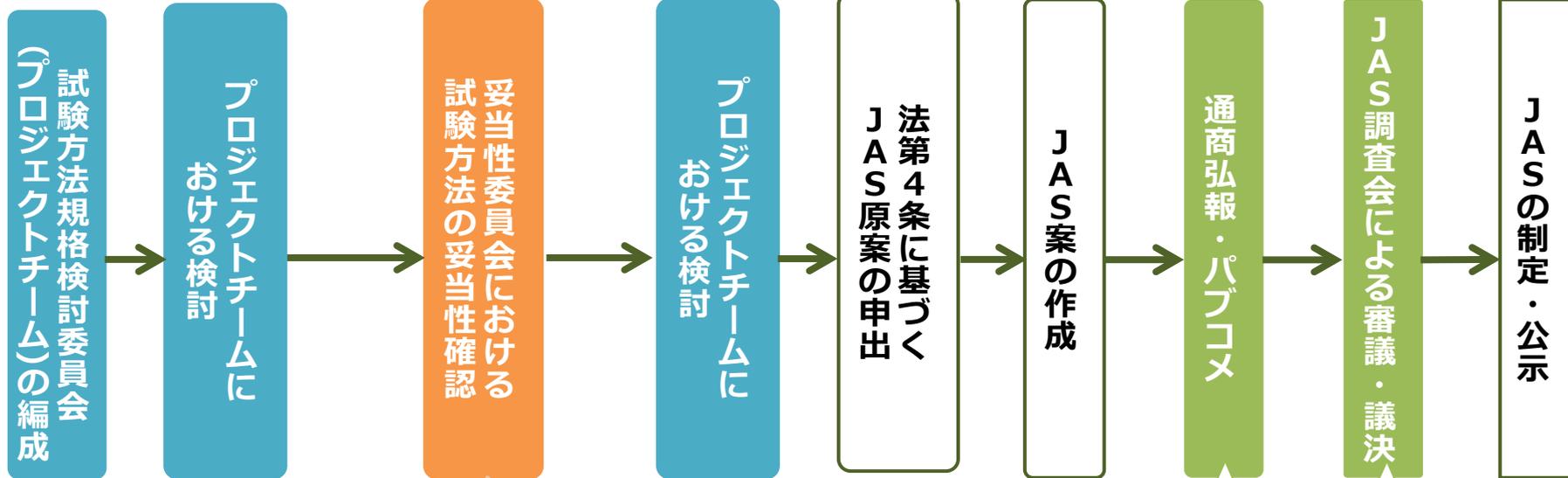
- ◆ 事前意図公告 H30.7.25~9.22
- ◆ パブコメ募集 H30.9.14~10.13

- ◆ （有）リーファース  
H26.11 オーガニックレストラン認証
- ◆ 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会（JONA）  
H27.12 オーガニックレストラン認証

- ◆ 申出者
- ◆ 学識経験者・有識者
- ◆ 団体（飲食業、生産者）
- ◆ 飲食サービス業者、生産者
- ◆ 有機JAS認証機関
- ◆ FAMIC
- ◆ 農林水産省

## JAS制定の基準

- ◆ 社会・経済の基礎・基盤としての機能、業全体の競争力の強化、新市場の創出などの公益性がある
- ◆ 規定内容が十分であり、規定水準が妥当である
- ◆ 利害関係者との意見調整が十分行われている
- ◆ 農林水産政策の目的に適合している



規格として必要とされる試験方法の性能、対象範囲等について検討

共同試験計画及び結果の検討  
 ◆共同試験参加試験所 8以上  
 ◆手順書に従い同じ試料を測定

JAS原案の検討

寄せられた質問・意見への対応に必要なデータ・情報提供

申出者として出席（申出背景等について説明）

- ◆ 申出者（FAMIC）
- ◆ 学識経験者
- ◆ 試験業者
- ◆ 生産者
- ◆ 農林水産省

- 委員等
- ◆FAMIC
  - ◆学識経験者
  - ◆試験業者
  - ◆農林水産省



## ○ 飲食料品

- ・農産物缶詰及び農産物瓶詰
- ・畜産物缶詰及び畜産物瓶詰
- ・水産物缶詰及び水産物瓶詰
- ・豆乳類
- ・にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- ・ハンバーガーパティ
- ・チルドハンバーグステーキ
- ・チルドミートボール
- ・乾めん類
- ・即席めん
- ・植物性たん白
- ・パン粉
- ・農産物漬物
- ・トマト加工品
- ・ジャム類
- ・削りぶし
- ・煮干魚類
- ・ぶどう糖
- ・異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- ・醸造酢
- ・精製ラード
- ・マーガリン類
- ・ショートニング
- ・食用精製加工油脂
- ・そしやく配慮食品
- ・果実飲料
- ・りんごストレートピュアジュース
- ・炭酸飲料
- ・ベーコン類
- ・ハム類
- ・プレスハム

- ・ソーセージ
- ・マカロニ類
- ・ドレッシング
- ・風味調味料
- ・乾燥スープ
- ・ウスターソース類
- ・しょうゆ
- ・食用植物油脂
- ・熟成ベーコン類
- ・熟成ハム類
- ・熟成ソーセージ類
- ・手延べ干しめん
- ・地鶏肉
- ・人工種苗生産技術による水産養殖産品
- ・障害者が生産行程に携わった食品
- ・持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

## ○ 有機

- ・有機農産物
- ・有機加工食品
- ・有機畜産物
- ・有機飼料

## ○ 生産情報

- ・生産情報公表牛肉
- ・生産情報公表豚肉
- ・生産情報公表農産物
- ・生産情報公表養殖魚

## ○ 農産物（非食用）

- ・畳表
- ・日持ち生産管理切り花

## ○ 林産物

- ・構造用パネル
- ・合板
- ・集成材
- ・製材
- ・素材
- ・単板積層材
- ・直交集成板
- ・フローリング
- ・枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材
- ・接着重ね材
- ・接着合せ材

## ○ 取扱方法

- ・有機料理を提供する飲食店等の管理方法
- ・青果市場の低温管理
- ・人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理

## ○ 試験方法

- ・べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量－高速液体クロマトグラフ法
- ・ウンシュウミカン中のβ-クリプトキサンチンの定量－高速液体クロマトグラフ法
- ・ほうれんそう中のルテインの定量－高速液体クロマトグラフ法
- ・生鮮トマト中のリコペンの定量－吸光光度法

(計75規格)

# 【参考】強みのアピールにつなげるアイデア



- サービスの質の高さを効果的に伝えるため、JASを制定
- モノだけでなく、提供するサービスについてもアピール可能

## ●「和食」を提供できることをアピールしたい場合

- 日本の「食」は、訪日観光客の最も主要な旅行目的になるなど、興味関心が高いところ。
- 日本の伝統的な食文化である「和食」の特徴を規格化し、認証取得。食材、調理、もてなしなど「和食」の魅力を体験できることをアピール。

### 「和食」に関する規格のイメージ

- 多様で新鮮な食材と素材の味わいの活用  
地域に根ざした多様な食材の活用、素材の味わいを活かす方法による調理など
- バランスがよく、健康的な食生活  
一汁三菜メニュー、うま味の活用や動物性油脂を低減した料理の提供など
- 自然の美しさの表現  
食事の場での季節感の表現（つまものあしらい、季節にあった器の利用）など
- 年中行事との関わり  
祭りや行事に関連した料理の提供など



「和食」の魅力の訴求が可能に

- **CSRなどの取組や経営管理**を効果的に伝えるため、JASを制定
- モノやサービスに直接かかわるものだけでなく、経営の理念・ポリシー・取組がアピールが可能に。企業価値の向上も

## ● 環境に配慮した企業活動をアピールしたい場合

- 企業の社会責任は、信頼や期待を集める上で近時増々重要。
- 環境に配慮した経営管理の基準をJAS化し、実践している企業として認証を取得。
- 環境配慮企業であることのアピール力が高まり、企業イメージ・ブランド価値が向上。

### 環境に配慮した経営管理規格イメージ

- 環境に配慮した原料の使用、商品の調達
- エネルギーの節減、再生可能エネルギーの使用
- 物流効率の向上
- 廃棄物の適正な処理、利用 等



**企業イメージ・企業価値が向上!**

- 専門的な**知識や技術**を効果的に普及するため、JASを利用可能。
- 第三者認証を組み入れ、能力を有する者の優位性を保証。個人の能力についてもアピール可能。

## ● 日本茶の知識や技術を普及したい場合

- 海外において日本茶に関心が集まる一方、日本茶の知識や技術を有する人材はわずか。
- 日本茶の専門家に必要な知識や技術をJAS化し、国内外の能力を有する者が認証を取得。
- 正しい日本茶を普及することで、海外市場における販売拡大に寄与。

### 【規格内容イメージ】



日本茶普及を後押し  
市場拡大に寄与

# J A S 原案作成マニュアル

2019 年 5 月版

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室

## 目 次

	頁
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 J A S 原案としての妥当性・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 国家規格とする必要性・・・・・・・・	4
(2) J A S 原案の技術的内容・・・・・・・・	5
(3) 知的財産権の取扱い・・・・・・・・	5
2 J A S 原案作成の手順及び留意点・・・・・・・・	6
(1) 事前相談・・・・・・・・	9
(2) プロジェクトチームの設置・・・・・・・・	9
(3) J A S 原案の作成・・・・・・・・	10
(4) 申出・・・・・・・・	11
(5) 申出後のフォローアップ・・・・・・・・	12
3 標準仕様書 ( T S ) について・・・・・・・・	13
(1) T S の内容・・・・・・・・	13
(2) T S 発行までの流れ・・・・・・・・	13
(3) T S としての妥当性の判断基準・・・・・・・・	13
<b>【付録】 申出関連書類の様式</b>	
(様式第 1 号) 事前調査表・・・・・・・・	16
(様式第 2 号) 日本農林規格の制定等の申出書・・・・・・・・	19
(様式第 3 号) 日本農林規格における特許権等の取扱いに関する声明書・・・	20
(様式第 4 号) 日本農林規格に係る著作権の取扱いに関する確認書・・・・・・・・	22
(様式第 5 号) プロジェクトチームメンバーの個人情報の保護について(報告)・	23

## はじめに

本マニュアルは、日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」という。）の規定による日本農林規格（以下「JAS」という。）の制定又は見直し（以下「制定等」という。）の申出（以下単に「申出」という。）を行う予定の事業者、団体、都道府県等がJAS原案を作成する際の手順及び留意点をまとめたものです。

JAS法では、JASの制定等に当たっては、日本農林規格調査会（以下「JAS調査会」という。）の議決を経ることとされています。

申出予定者におかれては、JAS調査会がJASの妥当性の判断基準として定める「日本農林規格の制定・見直しの基準」（平成30年6月1日日本農林規格調査会決定。以下「制定・見直し基準」という。）に合致したJAS原案を作成されるよう、本マニュアルに則して作業を進められることを推奨します。

なお、本マニュアルは随時更新いたしますので、ご利用に当たっては、最新版のものをご参照ください。

## 1 JAS原案としての妥当性

JAS調査会がJASの妥当性の判断基準として定める制定・見直し基準は以下のとおりです。

JAS原案については、この基準に合致したものとなるように内容の検討及び調整をしていただく必要があります。

### 日本農林規格の制定・見直しの基準（抜粋）

#### 1 JASの制定の基準

(1) 次のいずれかに該当すること。（JAS法の目的に適合していること）

- ア 農林物資の品質の改善が図られること。
- イ 農林物資の生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化が図られること。
- ウ 農林物資に関する取引の円滑化が図られること。
- エ 農林物資に関する一般消費者の合理的な選択の機会の拡大が図られること。

(2) 次のいずれにも該当すること。（JASとして欠点がないこと）

- ア 特定者間のみで生産又は取引されることが想定されるものに係るものでないこと。
- イ 需要構造の変化等によってその利用が著しく縮小していないこと。
- ウ 規格化すべき内容及び目的に照らし、必要十分な規定内容を含んでいること。  
また、その規定内容が現在の知見から見て妥当な水準となっていること。

- エ J A S 案の内容と既存の J A S の内容との間で著しい重複又は矛盾がないこと。
- オ J A S 案の内容と同等の国際規格が存在する場合又はその策定が見込まれる場合であって、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていること。
- カ 対応する国際規格が存在しない場合、当該 J A S の制定が輸出入に及ぼす影響について、適切な考慮が行われていること。
- キ J A S 案中に特許権等を含む場合であって、特許権者等による非差別的かつ合理的条件での実施許諾を得られると見込まれること。
- ク J A S 案が海外規格その他他者の著作物を基礎としたものである場合、その著作権に関する著作権者との調整が行われていること。
- ケ J A S 案について、利害関係者等との意見調整が図られていること。
- コ 強制法規技術基準・公共調達基準との関係について、適切な考慮が行われていること。
- サ 農林水産政策の目的に合致していると認められること。

## 2 J A S の見直しの基準

### (1) J A S の改正の基準

J A S の改正に当たっては、1 の基準により、その妥当性を判断するものとする。  
また、当該基準に適合しなくなるおそれのある J A S については、当該基準に適合するよう改正を行うものとする。

### (2) J A S の廃止の基準

1 の基準に適合しなくなった J A S であって、改正が困難であるもの又は J A S 法の規定に基づく申出により制定又は改正された J A S であって、申出者による適正な維持管理が行われていないものについては、廃止を検討するものとする。

### (3) J A S の確認の基準

改正又は廃止を行わない J A S については、確認するものとする。

**J A S 法（抜粋）**

（目的）

第1条 この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講じることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

（日本農林規格の制定）

第3条 （略）

2 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように制定しなければならない。

3・4 （略）

**J A S 法施行規則（抜粋）**

（日本農林規格の制定又は確認等の申出）

第13条 法第4条第1項の規定による申出を行おうとする者は、同項の原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別をすることがないように当該原案を作成しなければならない。

**（1）国家規格とする必要性**

J A Sは、J A S法の規定により農林水産大臣が定める国家規格です。

このため、J A S原案についても、①J A S法の目的に適合しているものであるだけでなく、②公益性を有することが必要です。

この場合、公益性とは、社会・経済の基礎・基盤となる規格のほか、例えば、業全体の競争力の強化に直結する規格、新市場の創出など社会・経済への波及効果が期待される規格などが挙げられます。

なお、①及び②に適合するかどうかについては、その裏付けとなる客観的な事実、データ等をもって示していただくことが必要となります。また、当該

規格の見直しに当たっても裏付けとなる事実、データ等が必要となりますので、継続的に把握しておくことが必要です。

## (2) J A S 原案の技術的内容

J A S 原案については、規格化すべき内容及び目的が明確であり、一定の性能等を担保するために必要な基準や、その性能を評価するための試験方法等、必要十分な規定内容を含んだものとなっている必要があります。

また、技術的なデータを収集、分析、検証して作成され、かつ、その技術的内容が現在の知見からみて妥当な水準となっていることも必要です。

特に、試験方法に関する J A S 原案を作成する場合は、試験結果の使用目的に応じて、当該試験方法が必要な性能を有しているか（例えば、測定値のばらつきが十分に小さいかなど）を確認することが必要となります。この場合、試験方法の妥当性の評価基準を示した国際的なガイドラインなど、合理的な評価基準によって試験方法の性能を判断する必要があります。

なお、現時点では技術的に未熟なものであっても、技術的に開発途上であり、近い将来、妥当な技術的水準に達する可能性のあるものについては、標準仕様書（T S（3．参照））として公表できる可能性があります。

## (3) 知的財産権の取扱い

J A S 原案の作成に当たっては、利害関係者が不公正に差別されないことがないように配慮する必要があります。

このため、特許権や著作権について、以下のように取り扱うことを推奨しています。

### ア 特許権等の取扱い

J A S 原案の内容に特許権等（特許権、実用新案権（出願時のものを含む））を含む場合、特許権等の権利者又は出願人が「いかなる者に対しても非差別かつ合理的条件で当該特許権等の実施を承諾する」旨の声明書を提出する必要があります。

J A S 原案を作成する場合は、関係する特許権等について調査を実施するとともに、特許権等があった場合に特許権者等からの声明書の提出が可能かどうかを確認してください。

### イ J A S の著作権の取扱い

(ア) J A S 原案については、J A S を広く国民一般に普及させる観点から、

制定等された J A S を不特定多数の第三者が無条件で利用できることについて、全ての著作権者（提案しようとする J A S 原案の基礎となる規格等の著作権者を含む。）の了解を得ていただくことを推奨しています。

このため、提案者は、J A S 原案の作成に当たっては、著作権の所在を明確にするとともに、申出に際し日本農林規格に係る著作権の取扱いに関する確認書を提出いただくことになります。

（イ）これらの著作権者等の了解が得られない場合は、制定等された J A S の内容の告示は行いません。

## 2 J A S 原案作成の手順及び留意点

J A S 原案の作成から申出を経て、J A S が制定等されるまでの一般的な流れは、図 1 のとおりです。

なお、申出による J A S の制定等に当たっては、J A S 制度を所管する食料産業局食品製造課基準認証室（以下「J A S 室」という。）及び（独）農林水産消費安全技術センター規格検査部（以下「F A M I C」という。）並びに当該品目・事業を担当する農林水産省担当課（以下「担当課」という。）が、J A S 原案の作成を含め、総合的にサポートします。

### J A S 法（抜粋）

第 4 条 都道府県又は利害関係人は、農林水産省令で定めるところにより、原案を添えて、日本農林規格を制定すべきことを農林水産大臣に申し出ることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに、その申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を作成し、これを審議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出人に通知しなければならない。

3 （略）

### J A S 法施行規則（抜粋）

第 1 4 条 法第 4 条第 1 項（法第 5 条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副 3 通）をもってしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。

一 申出人の氏名又は名称及び住所並びに申出人の従事している事業の種類とその内容

- 二 制定又は確認等をしようとする日本農林規格に係る農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第2条第2項第4号に掲げる事項の区分及び制定、確認、改正又は廃止の別
- 三 制定、確認、改正又は廃止の理由
- 四 当該申出に係る原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果の概要
- 五 制定又は改正の申出のときは、当該申出に係る原案に実質的に利害関係を有する者の意見の概要

## ■ JAS等制定の流れ

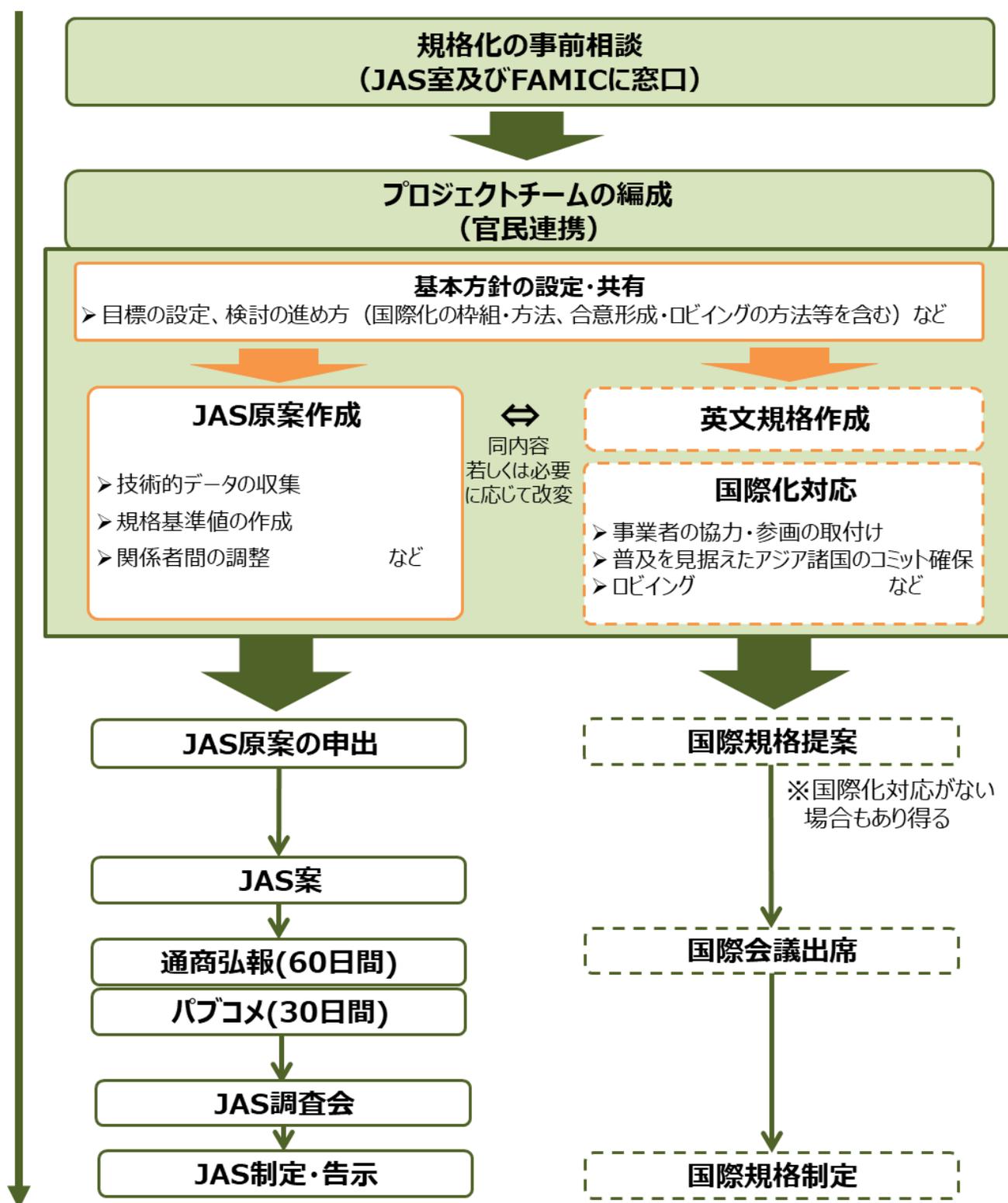


図1 JAS等の制定等までの一般的な流れ

## (1) 事前相談

JAS室及びFAMICでは、JAS原案の作成の適正化及び効率化と重複申出の回避のため、正式に申出を行う前の相談（以下「事前相談」という。）を随時受け付けています。提案者には、事前相談をしていただくことを推奨しています。

事前相談の段階では、JAS化の目的、対象、方向性等を整理し、以下の項目について記載した調査表（様式第1号。以下「事前調査表」という。）を提出いただきます。

- ・ 申出者等情報
- ・ JAS原案の番号及び名称
- ・ 制定・改正の内容に関する事項
- ・ 当該商品・技術を巡る状況
- ・ JAS原案の著作権に関する情報
- ・ 国際提案の予定
- ・ その他

JAS室では、事前調査表を確認し、JAS原案の作成を推進する場合には、その旨を提案者に通知するとともに、JASの制定・見直しに関する作業計画に、手続の進捗状況を掲載し、ホームページ等で公表します。

JASの見直しに当たっては、見直し期限を踏まえた検討スケジュールを考慮し、見直し作業に着手する旨の連絡をJAS室又はFAMICにしてください。

## (2) プロジェクトチームの設置

JAS原案については、実際に運用可能かどうかを含め適正な技術的内容となっているかどうかを客観的に判断すること、国際規格、知的財産権、強制定法規、農林水産政策等との整合を確保すること、利害関係者等との意見調整が図られていること等が必要となります。

このため、JAS原案の作成に当たっては、以下のようなメンバーにより構成されるプロジェクトチーム（以下「PT」という。）により検討・調整を行っていただくことを推奨しています。

### ア メンバーの資格

- (ア) 審議の対象となる事項について広い知識を有し、かつ、豊富な技術的経験を有する者
- (イ) 関係JAS及び関係内外規格等の内容に精通している者

(ウ) 組織を代表して意見を反映し得る者

## イ メンバー構成

(ア) 制定しようとする J A S 原案に利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）及び中立者それぞれの属性のバランスを考慮して決定します。ただし、利害関係者を特定し難い J A S 原案の作成に当たっては、メンバー全てを中立者として構成して差し支えありません。

(イ) 一般に、次に掲げる者は利害関係者に該当します。

i 標準的な品質・方法をオープンにし、その標準への収れんを目的とする J A S の制定を目指す場合にあっては、広範な関係者の合意が必要と考えられるため、同種の品質・方法を有する者（一般的には、同種の品質・方法を有する者で構成される業界団体）

ii 特色ある品質・方法をオープンにし、標準的な品質・方法との差別化を目的とする J A S の制定を目指す場合にあっては、広範な関係者の合意が不要と考えられるため、同一水準の品質・方法を有する者

(ウ) 中立者については、必要に応じて、J A S 室、F A M I C、担当課、試験研究機関、学識経験者、（外国）認証機関、試験事業者、強制法規当局等の参画を求めます。これらの者は原則として中立者に該当します。

## ウ 利害関係者の参加

内外の利害関係者から P T への参加要請があった場合は、透明性の確保のため、少なくともオブザーバーとして参加させることが必要です。

## (3) J A S 原案の作成

P T では、J A S 室、F A M I C、担当課のサポートを受けつつ、基本方針を設定・共有し、具体的な規定内容の検討・調整を進め、J A S 原案を作成します。

国際規格の提案を行う場合には、英文規格も作成する必要があります。

## ア 基本方針の設定・共有

(ア) J A S 原案の作成に先立ち、規格化の目的及び範囲、検討の進め方（スケジュール、作業内容、役割分担等）などの基本方針を P T で設定し、メンバー間で共有します。

特に、規格化の目的の設定・共有は重要です。

規格の対象・水準によって、規格制定の効果は大きく異なります。例えば、有用な成分の含有量を基準とする場合、低水準に定めれば、一般に、規格を満たす商品の供給は増大する一方、市場からの評価は得られにくくなります。他方、高水準であれば、規格を満たす商品の評価は得られやすくなる一方、供給が抑制されて市場拡大や認知向上などの効果は限定的になります。

しかし、目的が不明確のままでは、JASとして何を定めるか、その水準をどの程度にするか決めることが困難になります。このため、まずは規格化の目的を共有する必要があります。

- (イ) JASの国際的な認知・影響力を高めるため、国際化を目指す場合には、JAS原案の検討段階から、国際的枠組みをどう活用するか、海外の支持層作りやロビイングをどう進めるかなどについても方針を設定・共有しておくことが重要です。

なお、国際化には、ISO規格やCodex規格などの国際規格の制定のほか、JASそのものの海外での浸透・定着を図るといったことが考えられます。

## イ JAS原案の検討・調整

- (ア) 基本方針に即し、JAS原案の作成に着手します。

技術的内容の根拠となる事実、データ等をヒアリング、文献調査、試験等により収集するとともに、国際規格、知的財産権、強制法規、農林水産政策等との整合を検証し、これらに基づいて作成した規格素案について、会議の開催、Eメールの活用等により協議・調整を重ね、JAS原案を作成していきます。

その際には、実際に運用可能かどうか検証することも必要です。

- (イ) なお、JAS原案の作成に当たっては、以下の点に留意してください。
- ・ 制定・見直し基準に沿ったものとする。
  - ・ PTとしてコンセンサスの得られたものとする。
  - ・ JAS原案の様式は、「日本農林規格の規格票の様式及び作成方法に関する手引き」を参照し、規格の基本的構成要素を合わせた内容とすること。
- (ウ) 当該規格の国際化を視野に入れる場合には、英文規格、国際規格案の作成を行います。

## (4) 申出

申出に当たっては、日本農林規格等に関する法律施行規則第14条に掲げる文書のほか、『日本農林規格の制定等の申出書』（様式第2号）、『日本農林規格における特許権等の取扱いに関する声明書』（様式第3号）、『日本農林規格に係る著作権の取扱いに関する確認書』（様式第4号）及び『プロジェクトチームメンバーの個人情報の保護について』（様式第5号）を提出していただきます。なお、特許権等を所有又は管理する者が存在していない場合には、様式第3号の提出に代えてその旨の報告をいただきます。

なお、PTメンバーの名簿については、JAS調査会で配布され農林水産省ホームページで公表されることがありますので、個人情報の保護の観点から、すべてのメンバーに対し、その旨に同意するか否かを確認し、その結果を様式第5号をもって報告してください。すべてのメンバーの同意が得られない場合には、原則として、当該名簿の公表は行いません。

既に制定したJASは、少なくとも5年に1回の見直し期限があります。

- ・改正又は廃止の場合は、遅くとも見直し期限の4ヶ月前までに
- ・確認の場合は、遅くとも見直し期限の3ヶ月前までに

申出をしてください。

## （5）申出後のフォローアップ

PTにおいて作成したJAS原案がJASとして制定等されるためには、利害関係の調整等のための通商弘報掲載やパブリックコメントの実施、JAS調査会の審議・議決を経る必要があります。

このため、申出後においても、提案者とJAS室とが協力してJASの制定等に取り組むこととなります。提案者の主な作業としては、

- ① JAS作成に必要な情報提供（技術的なデータ、著作権等に関する調整の状況、利害関係者の動向等）
- ② 通商弘報、パブリックコメントで寄せられた質問・要望への対応に必要な情報提供（①に同じ）
- ③ JAS調査会の審議への対応（具体的な規格の内容や技術的根拠等に関する審議委員への説明等）

が考えられます。

なお、国際規格案としてISO等への提案を目的としている場合には、提案者は、国際規格の制定に向け国際会議への参加や関係国へのロビイング等関係者と協力して取り組むこととなります。

また、JASは少なくとも5年に1回の見直しが必要です。提案者は、市場・技術的動向等を踏まえつつ当該JASが適切な内容を維持するよう、当

該 J A S の改正を行うなどの適正な維持管理を行ってください。

※通商弘報とは、W T O / T B T 協定に基づき、規格・認証に関する法律や規制を制定  
或いは改定するに際し、事前に関係者にコメントを求める手続き。

※パブリックコメントとは、国の行政機関が政令や省令などの案をあらかじめ公表し、  
広く国民から意見や情報を募集する手続き。

### 3 標準仕様書（T S）について

#### （1）T S の内容

J A S 原案について、利害関係の調整が不十分である、技術的に開発途上にある等の理由から、J A S の制定等に至らないものの、将来 J A S 制定等の可能性があるると判断されるものにあつては、標準仕様書（以下「T S」という。）として公表できることとしています。

T S として公表することにより、オープンな議論による関係者の意見の集約や、技術的な成熟を図り、J A S 制定等を促進することとしています。

なお、T S は、発行後 3 年以内に見直しを行い、J A S とする、更に 3 年延長する、又は廃止するものとしています。延長は原則として 1 回限りとしています。

※T S は Technical Specifications の略。

#### （2）T S 発行までの流れ

T S 発行までの一般的な流れは、図 2 のとおり、J A S 原案として申出された後、

- ① J A S 調査会の審議の過程で、T S とすることが妥当と判断される場合
- ② 農林水産大臣が T S とすることが妥当と判断し、J A S 調査会の同意を得た場合

があります。

なお、J A S 調査会の審議の結果、T S とする必要もないと判断された J A S 原案は、廃案となります。

#### （3）T S としての妥当性の判断基準

T S としての妥当性は、制定・見直し基準の 1. の（2）のウ又はケの基準のいずれかに該当しない場合であっても、将来 J A S 制定を考えており、かつ、

- ① 想定される利害関係者との合意形成が図られる可能性があるか

② 技術的な成熟が見込まれるかによって、判断されます。

## ■ TS（標準仕様書）制定の流れ

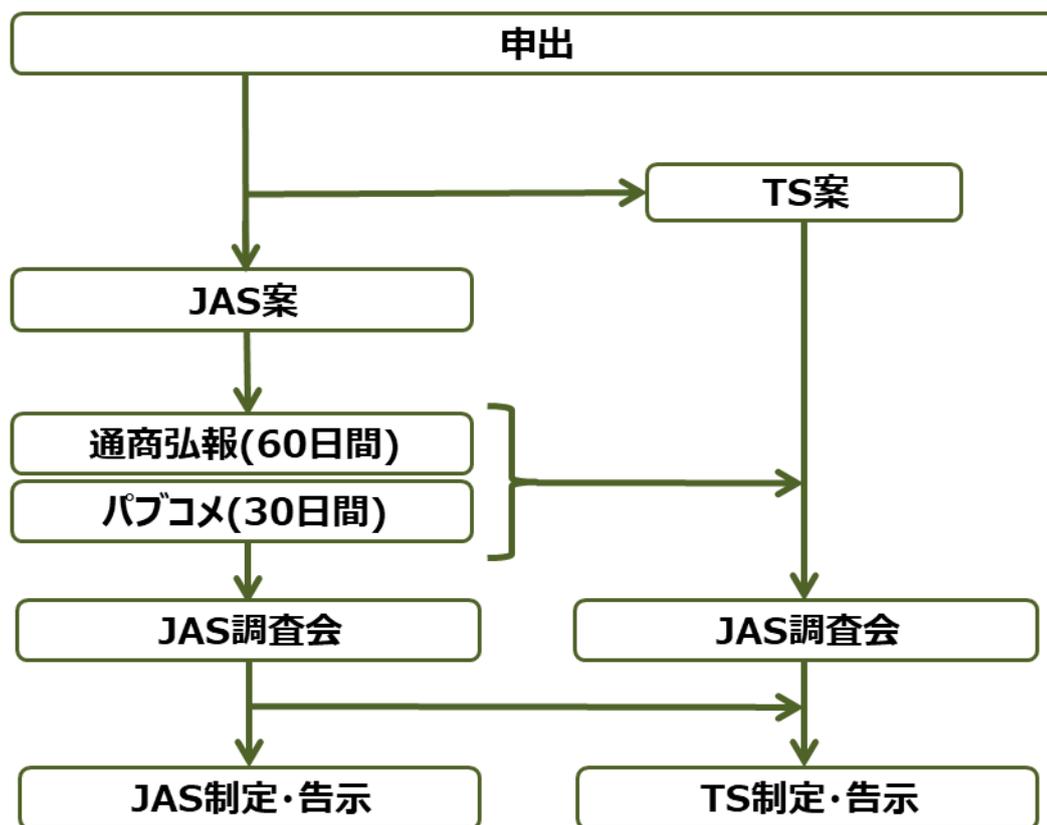


図2 TS発行までの一般的な流れ

※ 国の委託事業によりJAS原案の作成を行う場合にあっても、本マニュアルの規定の例によることとします。

**【付録】 申出関連書類の様式**

(様式第1号)

## 事前調査表

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室 宛

提出年月日 \_\_\_\_\_

提出者 \_\_\_\_\_

## 1. 申出者等情報

企業・団体名称		
連絡先	所属 (部署・役職名)	
	(ふりがな)	
	担当者氏名	
	住 所	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

## 2. JAS原案の番号及び名称

JAS原案の番号	制定の場合は空欄。改正の場合は、現行の規格番号を記入。
JAS原案の名称	

## 3. 制定・改正の内容に関する事項

制定・改正の別	<input type="checkbox"/> 制定 <input type="checkbox"/> 改正 ←該当する方に■印をつけて下さい。
JAS 法第2条第2項に基づく基準の別	<input type="checkbox"/> 農林物資の品位、成分、性能その他の品質、生産行程、流通过程 <input type="checkbox"/> 農林物資の取扱い等の方法 <input type="checkbox"/> 農林物資に関する試験等の方法 <input type="checkbox"/> その他 ( )
対象とする農林物資	
制定・改正の概要	<p>※規格の内容をできるだけ具体的に記載して下さい。関連する資料があれば、あわせてご提出ください(試験等の方法の規格制定の場合、対象とする特性及び特性値の範囲についても記載して下さい。)</p>

制定・改正の目的・必要性及び期待される効果	【目的・必要性】	
	【期待される効果】	
制定・改正に伴い、既存のJASを廃止する場合	規格番号	
	規格名称	

## 4. 当該商品・技術を巡る状況

類似商品・技術の状況	
関連業界・団体	
コンセンサス・支持者の状況	
国際動向	
その他	

## 5. JAS原案の著作権に関する事項

<input type="checkbox"/>	JAS原案は原案作成段階で創作する予定。
<input type="checkbox"/>	JAS原案は既存JASを基礎とする予定。
	規格番号及び名称：
<input type="checkbox"/>	JAS原案は国際規格（ISO等）を基礎とする予定。
	国際規格番号及び名称：
<input type="checkbox"/>	JAS原案は海外規格その他他者の著作物を基礎とする予定。
	海外規格番号等及び名称：



海外規格等を基礎とする場合その著作権の使用に関して	<input type="checkbox"/> 調整済み	<input type="checkbox"/> ロイヤリティ要
		<input type="checkbox"/> ロイヤリティ不要
	<input type="checkbox"/> 今後調整	

## 6. 国際提案の予定

国際提案の予定の有無	<input type="checkbox"/> 有（予定時期： 年 月／提案先： ）
	<input type="checkbox"/> 無

## 7. その他

既存JASとの関連			
関連する強制法規・公共調達基準等	法規名（法律・政令・省令名）		
	規格案	<input type="checkbox"/> 引用されている。	<input type="checkbox"/> 引用される予定。
特許権等知的財産権の有無	<input type="checkbox"/> 有	特許権等の名称：	
		設定登録日：	
	<input type="checkbox"/> 無		

(様式第2号)

## 日本農林規格の制定等の申出書

年 月 日

農林水産大臣 宛

住 所  
申出人の氏名又は名称  
及び団体にあつてはそ  
の代表者の氏名

日本農林規格等に関する法律第4条第1項の規定に基づき〔第5条において準用する第4条第1項の規定に基づき〕、下記によって、申出をします。

### 記

1. 申出人の従事している事業の種類とその内容
2. 制定、確認、改正又は廃止しようとする農林物資の種類、農林物資の取扱い等の方法又は農林物資に関する試験等の方法の区分及び制定、確認、改正又は廃止の別
3. 制定、確認、改正又は廃止の理由

### 注意事項

1. 日本農林規格の制定、確認、改正又は廃止を申し出る場合、必ず日本農林規格等に関する法律施行規則第14条に掲げる文書を添付してください。
2. 日本農林規格の制定又は改正を申し出る場合、必要に応じて申出人の従事している事業の種類とその内容のわかる資料を添付してください。
3. 日本農林規格の制定又は改正を申し出る場合、必ず「日本農林規格の制定・改正原案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書」を郵送等で提出してください。
4. 日本農林規格の制定又は改正を申し出る場合、必ず「プロジェクトチームメンバーに関する個人情報の保護について（報告）」を郵送等で提出してください。
5. 日本農林規格の制定又は改正を申し出る場合、必要に応じて「日本農林規格の制定・改正等に関する特許権等の扱いに係る声明書」を郵送等で提出してください。
6. 用紙の大きさは、A4 とします。

(様式第3号)

○年○月○日

○○○ (株)

特許権等の管理の責任を有する  
者名

## 日本農林規格における特許権等の取扱いに関する声明書

下記1. の日本農林規格の制定・改正案に関しては、当社が所有又は管理する特許権等（特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権等）が存在します。当社は、これら、下記1. の日本農林規格を使用する上で実施される特許権等のすべてについて、下記2. の□中レ印を記した扱いとし、下記3. 及び5. の措置を行うことを表明いたします。

## 記

## 1. 該当する日本農林規格

制定・改正の別	規格番号	規格名称

## 2. 特許権等の扱い

- (1) 当社は、上記1. の日本農林規格の使用に当たって、関連する当社の特許権等に関し、いかなる者に対しても、非差別的かつ無償で通常実施権等を許諾等するものであることを表明する。ただし、当該日本農林規格に関連する他の特許権等の権利者であって、(1) 又は (2) の条件で自らの特許権等の通常実施権等を許諾等しない者に対しては、この限りでない。
- なお、当該日本農林規格に関連する他の特許権等の権利者が、(2) の条件（無償の場合を除く）で特許権等の通常実施権等を許諾等する場合、その者に対しては(2) の条件で通常実施権等を許諾等する。
- (2) 当社は、上記1. の日本農林規格の使用に当たって、関連する当社の特許権等に関し、いかなる者に対しても、非差別的かつ合理的な条件で通常実施権等を許諾等するものであることを表明する。ただし、当該日本農林規格に関連する他の特許権等の権利者であって、(1) 又は (2) の条件で自らの特許権等の通常実施権等を許諾等しない者に対しては、この限りでない。

## 3. 声明書の変更

当社は、2. で選択した通常実施権等の許諾条件の変更については、実施許諾を受ける者にとって有利な許諾条件への変更（(2) を選択していた場合に(1)に変更する）の場合にのみ行い、変更を行う場合には農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室に変更後の声明書を提出する。

## 4. 該当する特許権等（本項の記載は任意）

特許権等の種類	特許番号/公開番号	名称/権利者	許諾条件

## 5. 特許権等に移転する場合の取扱い

当社は、該当する特許権等に移転する場合は、以下の措置を行う。

- (1) 該当する特許権等の承継人に対して、2. の口中レ印を記した扱いを行うことを表明していたことを通知する。
- (2) 該当する特許権等の承継人に対して、2. の口中レ印を記した扱いを行うことを承諾させるよう最善の努力を行う。
- (3) 農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室に対して、該当する特許権等の移転について連絡する。

(本件に関する連絡先) ○○○ (株) ○○○部○○○課 ○○○○

住所：

電話：

(様式第4号)

年 月 日

農林水産大臣 宛

著作権者となる利害関係人  
及び／又は日本農林規格原案作成  
を行った第三者若しくはその代表者

### 日本農林規格に係る著作権の取扱いに関する確認書

【著作権者の名称。著作権者が複数の場合は全て記載。】（以下、「本著作権者」という。）は、日本農林規格等に関する法律第4条に基づく、又は、同法第5条において準用する第4条の規定に基づく、日本農林規格【番号、名称を記載。】（以下、JASという。）の制定又は改正に係る申出に際し、当該JAS原案及び当該JAS原案が日本農林規格調査会（以下、「JAS調査会」という。）による調査審議を経て制定又は改正に至った場合の著作権の取り扱い等について、下記のとおり確認します。

#### 記

1. 本著作権者は、申出のあったJAS原案がJAS調査会の調査審議を経てJASとして制定又は改正された場合、当該JAS原案／同JASに係る著作権を翻案権等全て含め国（農林水産大臣）に譲渡する。
2. 本申出に係るJAS原案は次の著作物を基礎としており、本著作権者は、当該著作物の利用等に関する許諾又は著作権の譲渡を原著作権者から受けている。

著作権者	制定年月日	種類、番号、名称等	当該著作物の利用等に関する許諾又は当該著作権の譲渡に関する説明

(本件に関する連絡先及び担当者氏名：○○○○ ○○○○ 電話番号、ファックス、e-mail 等)

(様式第5号)

○年○月○日  
(申出人(報告人)の氏名又は名称  
及び団体にあつては  
その代表者の氏名)

### プロジェクトチームメンバーの個人情報の保護について(報告)

個人情報の保護の観点から、すべてのメンバーに対して、この名簿が日本農林規格調査会で配布され、その後、農林水産省ホームページで公表されることの同意について確認しましたので、下記のとおり報告します。

なお、確認した記録(議事録等)はプロジェクトチームで保管しております。

#### 記

制定しようとする日本農林規格の名称又は改正しようとする日本農林規格の番号及び名称

すべてのプロジェクトチームメンバーに対して確認したところ、その結果は以下のレ印又は■印を記したとおりです。

- (1) 同意が得られた。
- (2) 同意が得られなかった。

(理由:

)

なお、上記(2)の場合は、プロジェクトチームメンバーの名簿を第三者に対して公表しないようお願いいたします。

## 日本農林規格の規格票の様式及び作成方法 に関する手引き

第1版： 2017年（平成29年） 8月10日

第2版： 2019年（令和元年） 5月23日

第3版： 2019年（令和元年） 12月23日

農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室



## 目次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	規格の目的	1
5	一般原則	1
6	主題及び規格の区分け	1
7	記述事項の表現形式	1
8	用字、用語及び略語	1
9	数値、量、単位及び記号	2
10	引用・参照	2
11	名称	2
12	まえがき	2
13	序文	2
14	適用範囲	2
15	引用規格	2
16	用語及び定義	2
17	記号及び略語	2
18	測定方法及び試験方法	2
19	表示、包装及び添付文書	3
20	附属書	3
21	参考文献一覧	3
22	箇条及び細分箇条	3
23	細別	3
24	注記	3
25	例	3
26	注	3
27	式	3
28	図	4
29	表	4
30	特許権など	4
31	商標名及び商標の使用	4
32	著作権	4
33	適合性評価	4
34	品質マネジメントシステム、信頼性および抜取検査	4
35	特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方	4
36	対応国際規格を基礎にして JAS を作成する場合の特別の補足事項	4
37	追補	4

38	規格票の大きさ及び体裁	5
附属書 A	(参考) 規格の作成者のためのチェックリスト	6
附属書 B	(参考) 量及び単位の表記方法	6
附属書 C	(参考) 国際的に標準化された項目の呼び方	6
附属書 D	(規定) 目次	6
附属書 E	(参考) まえがき及び序文の記載例	6
附属書 F	(規定) 用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法	7
附属書 G	(規定) JAS と対応国際規格との対比表の様式及び記載方法	7
附属書 H	(規定) 文章の書き方並びに用字, 用語, 記述符号及び数字	7
附属書 I	(規定) 追補	8
附属書 J	(規定) JAS の規格票の体裁	8
附属書 K	(参考) 表紙	16
附属書 L	(参考) Word の設定値について	19

## まえがき

この手引きは、日本農林規格策定のために農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室が制定したものです。  
この手引きは、**JIS Z 8301:2019**を参考として作成されました。



## 規格票の様式及び作成方法

### 1 適用範囲

この手引きは、日本農林規格（JAS）の様式及び作成方法について規定する。また、この手引きは、規格に準じる文書にも適用可能である。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この手引きに引用されることによって、その一部又は全部がこの手引きの要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS Z 8301** 規格票の様式及び作成方法

### 3 用語及び定義

この手引きで用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8301** の**箇条 3**（用語及び定義）による。

### 4 規格の目的

規格の目的は、**JIS Z 8301** の**箇条 4**（規格の目的）による。

### 5 一般原則

一般原則は、**JIS Z 8301** の**箇条 5**（一般原則）による。

なお、各項で引用されている**JIS Z 8301**において“産業標準化法”は“日本農林規格等に関する法律”，“日本産業規格”又は“JIS”とあるものは“日本農林規格”又は“JAS”，“〇〇大臣”は“農林水産大臣”，“日本産業標準調査会”は“日本農林規格調査会”，“附属書△△”は“この手引きの附属書△△”にそれぞれ適宜、読みかえる。

### 6 主題及び規格の区分け

主題及び規格の区分けは、**JIS Z 8301** の**箇条 6**（主題及び規格の区分け）による。

### 7 記述事項の表現形式

記述事項の表現形式は、**JIS Z 8301** の**箇条 7**（記述事項の表現形式）による。

### 8 用字、用語及び略語

用字、用語及び略語は、**JIS Z 8301** の**箇条 8**（用字、用語及び略語）による。

## 9 数値、量、単位及び記号

数値、量、単位及び記号は、**JIS Z 8301** の**箇条 9**（数値、量、単位及び記号）による。

## 10 引用・参照

引用・参照は、**JIS Z 8301** の**箇条 10**（引用・参照）による。

## 11 名称

規格の名称は、**JIS Z 8301** の**箇条 11**（名称）による。

## 12 まえがき

まえがきは、**JIS Z 8301** の**箇条 12**（まえがき）による。まえがきの記載例を、**附属書 E**に示す。

## 13 序文

序文は、**JIS Z 8301** の**箇条 13**（序文）による。

## 14 適用範囲

適用範囲は、**JIS Z 8301** の**箇条 14**（適用範囲）による。ただし、**JIS Z 8301** の**14.5**の対応国際規格を基礎として用いた場合の規定は適用しない。

## 15 引用規格

引用規格は、**JIS Z 8301** の**箇条 15**（引用規格）による。

## 16 用語及び定義

用語及び定義は、**JIS Z 8301** の**箇条 16**（用語及び定義）による。

## 17 記号及び略語

記号及び略語は、**JIS Z 8301** の**箇条 17**（記号及び略語）による。

## 18 測定方法及び試験方法

測定方法及び試験方法は、**JIS Z 8301**の**箇条 18**（測定方法及び試験方法）による。ただし、化学的分析法を起草する場合にあっては、**ISO 78-2**を参考とすることができる。

## 19 表示, 包装及び添付文書

表示, 包装及び添付文書は、**JIS Z 8301**の**箇条 19**（表示, 包装及び添付文書）による。

## 20 附属書

附属書は、**JIS Z 8301**の**箇条 20**（附属書）による。

## 21 参考文献一覧

参考文献一覧は、**JIS Z 8301**の**箇条 21**（参考文献一覧）による。

## 22 箇条及び細分箇条

箇条及び細分箇条は、**JIS Z 8301**の**箇条 22**（箇条及び細分箇条）による。

## 23 細別

細別は、**JIS Z 8301**の**箇条 23**（細別）による。

## 24 注記

注記は、**JIS Z 8301**の**箇条 24**（注記）による。

## 25 例

例は、**JIS Z 8301**の**箇条 25**（例）による。

## 26 注

注は、**JIS Z 8301**の**箇条 26**（注）による。

## 27 式

式は、**JIS Z 8301**の**箇条 27**（式）による。

4

## 28 図

図は、**JIS Z 8301**の**箇条 28** (図) による。

## 29 表

表は、**JIS Z 8301**の**箇条 29** (表) による。

## 30 特許権など

特許権などは、**JIS Z 8301**の**箇条 30** (特許権など) による。

## 31 商標名及び商標の使用

商標名及び商標の使用は、**JIS Z 8301**の**箇条 31** (商標名及び商標の使用) による。

## 32 著作権

著作権は、**JIS Z 8301**の**箇条 32** (著作権) による。ただし、第1段落の規定については、適用しない。

## 33 適合性評価

適合性評価は、**JIS Z 8301**の**箇条 33** (適合性評価) による。

## 34 品質マネジメントシステム、信頼性および抜取検査

品質マネジメントシステム、信頼性および抜取検査は、**JIS Z 8301**の**箇条 34** (品質マネジメントシステム、信頼性および抜取検査) による。

## 35 特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方

特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱いは、**JIS Z 8301**の**箇条 35** (特定分野の品質マネジメントシステムの内容の扱い方) による。

## 36 対応国際規格を基礎にして JAS を作成する場合の特別の補足事項

対応国際規格を基礎にして **JAS** を作成する場合の特別の補足事項(価)は、**JIS Z 8301**の**箇条 36** (対応国際規格を基礎にして **JIS** を作成する場合の特別の補足事項(価)) による。

## 37 追補

追補は、**JIS Z 8301** の**箇条 37**（追補）による。

### **38 規格票の大きさ及び体裁**

規格票の大きさ及び体裁は、**JIS Z 8301** の**箇条 38**（規格票の大きさ及び体裁）によるほか、表紙及びWordの設定値を参考として**附属書 K** 及び**附属書 L**に示す。

## 附属書 A

(参考)

### 規格の作成者のためのチェックリスト

この附属書は、**JIS Z 8301**の附属書 A (参考) (規格の作成者のためのチェックリスト) による。

## 附属書 B

(参考)

### 量及び単位の表記方法

この附属書は、**JIS Z 8301**の附属書 B (参考) (量及び単位の表記方法) による。

## 附属書 C

(参考)

### 国際的に標準化された項目の呼び方

この附属書は、**JIS Z 8301**の附属書 C (参考) (国際標準化項目の呼び方) による。

## 附属書 D

(規定)

### 目次

この附属書は、**JIS Z 8301**の附属書 D (規定) (目次) による。

## 附属書 E

(参考)

### まえがき及び序文の記載例

#### E.1 まえがきの記載例

まえがきの記載例を、次に示す。次の例以外のまえがきの記載例は、**JIS Z 8301**の E.1 を準用する。

なお、例 1 に示す、特許権などにかかわる部分は、例 1 以外でも該当する場合には記載する。

例 1 (制定の場合)

この規格は、日本農林規格等に関する法律第4条第1項の規定に基づき、××××××から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を制定すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が制定した日本農林規格である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 例 2 (改正の場合)

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、××××××から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、**JAS XXXX:YYYY**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## E.2 序文の記載例

序文の記載例は、**JIS Z 8301** の **E.2** による。

### 附属書 F

(規定)

#### 用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法

この附属書は、**JIS Z 8301** の附属書 F (規定) (用語規格の作成方法並びに表形式の用語及び定義の表記方法) による。

### 附属書 G

(規定)

#### JAS と対応国際規格との対比表の様式及び記載方法

この附属書は、**JIS Z 8301** の附属書 G (規定) (JIS と対応国際規格との対比表の様式及び記載方法) による。

### 附属書 H

(規定)

#### 文章の書き方並びに用字、用語、記述符号及び数字

この附属書は、**JIS Z 8301** の附属書 H (規定) (文章の書き方並びに用字、用語、記述符号及び数字) による。

## 附属書 I

(規定)

追補

この附属書は、JIS Z 8301 の附属書 I (規定) (追補) による。

## 附属書 J

(規定)

### JAS の規格票の体裁

#### J.1 規格票の体裁

##### J.1.1 最初のページ

規格票の第 1 ページの体裁は、図 J.1 による。

<p>日本農林規格</p>	<p>JAS</p>
	<p>番号：西暦年<sup>a)</sup></p> <p>(対応国際規格番号：西暦年)<sup>b)</sup></p>
<p>規格の名称<sup>c)</sup></p> <p>規格の英語の名称<sup>d)</sup></p>	

注<sup>a)</sup> 制定年又は改正年は、西暦で表記する。ただし、同一年内に改正したときには、改正後の後に“R”と記載する。

なお、既に制定又は改正された後に確認された規格票には、その下に最終の確認年と“確認”の文字とを、括弧に入れて“(〇〇〇〇年確認)”と記載する。

注<sup>b)</sup> 国際一致規格では、“番号：西暦年”の下に、対応国際規格の規格番号及び西暦年を括弧書きで付記する。対応国際規格に、追補 (amendment) が発行されていて、これを一体として編集した国際一致規格では、“対応国際規格番号：西暦年+追補の番号：西暦年”を括弧書きで付記する。

例 1 (ISO 11600:2002+Amd 1:2011)

例 2 (ISO 61000-4-34:2005+AMD 1:2009)

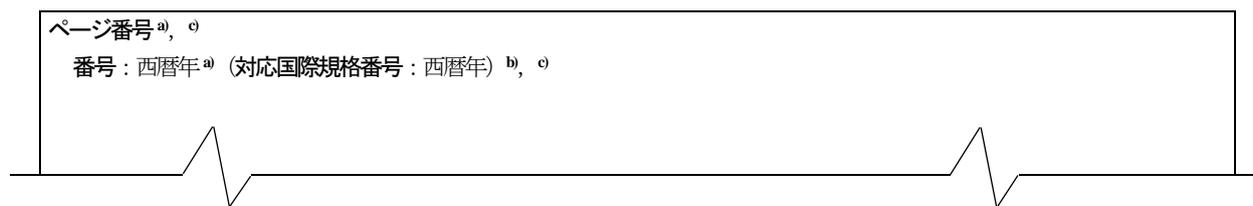
注<sup>c)</sup> 規格の名称は、MS ゴシック、19 ポイントとする。

注<sup>d)</sup> 規格の英語の名称は、Arial、13 ポイントとする。

図 J.1—規格票の第 1 ページの体裁

##### J.1.2 第 2 ページ以降

規格票の第 2 ページ以降の体裁は、図 J.2 による。



注 a) “ページ番号” 及び “番号：西暦年” は、紙面の上隅に記載する。

注 b) 国際一致規格では、“番号：西暦年” の後に、対応国際規格の規格番号及び西暦年を括弧書きで付記する。対応国際規格に、追補 (amendment) が発行されていて、これを一体として編集した国際一致規格では、“対応国際規格番号：西暦年+追補の番号：西暦年” を括弧書きで付記する。

注 c) ページ番号、番号及び西暦年は、Arial, 9ポイントとする。

## 図 J.2—規格票の第 2 ページ以降の体裁

### J.1.3 字配り

本文、注記、例及び注の字配りは、図 J.4 による。

### J.1.4 太字

太字は、JIS Z 8301 の J.1.4 による。

## J.2 追補の体裁

### J.2.1 最初のページ

追補の第 1 ページの体裁は、図 J.3 による。

なお、追補の欄には、発効回数（例えば、“追補 1”）を表記する。

日本農林規格	JAS
	番号：西暦年
	(対応国際規格番号：西暦年+
	追補番号：西暦年) <sup>a)</sup>
<p><b>規格の名称</b> <b>(追補 1)</b></p> <p>規格の英語の名称 (Amendment 1)</p>	
追補 1 の序文 <sup>b)</sup>	
<p><b>JAS XXXX:20YY</b>を、次のように改正する。</p>	

注<sup>a)</sup> 対応国際規格に追補 (amendment) が発行されていて、これに一致した追補では、“番号：西暦年”の下に、“対応国際規格番号：西暦年／追補の番号：西暦年”を括弧書きで付記する。

例 (IEC 61000-4-34:2005+AMD:2009)

注<sup>b)</sup> 追補の序文の記載は任意とする。

図 J3—追補の第 1 ページの体裁

## J.2.2 第 2 ページ以降

追補の第 2 ページ以降の体裁は、J.1.2 による。ただし、J.2 の注<sup>b)</sup>を、図 J.3 の注<sup>a)</sup>に置き換えて適用する。











## 附属書 K

(参考)

### 表紙

表紙の体裁並びに記載する事項及び字配りは、**図 K.1**による。

JAS<sup>a)</sup>XXXX<sup>a)</sup>日本農林規格<sup>b)</sup>JAPANESE AGRICULTURAL  
STANDARD<sup>b)</sup>規格の名称<sup>c)</sup>規格の英語の名称<sup>d)</sup>××××年××月××日 制定<sup>e)</sup>××××年××月××日 改正<sup>f)</sup>××××年××月××日 確認<sup>g)</sup>

農林水産省

図 K.1—表紙の体裁、字配り

- 注<sup>a)</sup> “JAS”及び規格番号は、Arial, 36ポイントの太字とする。
- 注<sup>b)</sup> “日本農林規格”は、MS ゴシック, 19ポイントの太字, “JAPANESE AGRICULTURAL STANDARD”は、Arial, 19ポイントとする。
- 注<sup>c)</sup> 規格の名称は、MS ゴシック, 16ポイントとする。
- 注<sup>d)</sup> 規格の英語の名称は、Times New Roman, 14ポイントの太字とする。
- 注<sup>e)</sup> 制定年月日を記載する。
- 注<sup>f)</sup> 最終の改正年月日を記載する。
- 注<sup>g)</sup> 最終の確認年月日を記載する。ただし、確認後に改正された場合には、この項は記載しない。

図 K.1—表紙の体裁, 字配り (続き)

## 附属書 L

### (参考)

## Word の設定値について

JAS 原案作成テンプレートを作成するための Word 設定の際の注意点。

### a) テンプレートのページ設定

Word を用いて原案を作成する場合は、次に示すページ設定値・フォントを用いる。なお、“文字数と行数”の“フォントの設定”から文字サイズを 10 ポイントに変更しないと文字数と行数の設定はできない。

### b) フォント

本文のフォントは次による。

- 1) 日本語 MS 明朝<sup>㉮</sup>
- 2) 英数字 Times New Roman

通常、それぞれ 10 ポイントを使用。図・表の説明部分は 9 ポイント。英数字は、すべて半角を用いる。日本語の“太字”は“MS ゴシック”を使用する。英数字の“太字”は“ボールド”を使用する。

注<sup>㉮</sup> “MS 明朝”，“MS ゴシック”はプロポーションアルタイプの“MSP 明朝”，“MSP ゴシック”もあるが、等幅の“MS 明朝”，“MS ゴシック”を使用する。

